

公募要領

令和9年度 教育課程柔軟化サキドリ研究校事業



文部科学省

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程企画室企画係

E-mail : kyokyo@mext.go.jp

※問い合わせは都道府県・指定都市教育委員会経由で御願います。

1 | 教育課程柔軟化サキドリ研究校事業の概要 — P3

- ・ 調整授業時数制度の基本的な枠組み
- ・ 事業概要
- ・ 申請規模の目安
- ・ 「裁量的な時間」と教科新設の要件・類型

2 | 申請手続き — P7

- ・ 申請方法
- ・ 申請事前チェックリスト
- ・ 指定申請書の提出フロー
- ・ サキドリ研究校指定に向けたスケジュール

3 | Q&A — P10

教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 趣旨

- 子供たちの実態が多様となっている中で、各学校や地域が、多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂し、子供たちの課題に応じた教育を実施できるよう、中央教育審議会において「調整授業時数制度」(※)の具体化について検討が行われているところ。

(※) 各学校の判断により、各教科等の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とするもの。

- 「調整授業時数制度」を活用しつつ、教育課程を実施するに当たっては、各学校が子供たちの課題や地域の状況を踏まえ、「何のために、どのような学びを創り、届けたいのか」という目的や課題意識を持った上で、「調整授業時数制度」の活用自体や、時数の調整そのものを目的化することなく、手段として活用するという視点が極めて重要。
- 柔軟な教育課程を編成する上では、こうした、課題意識から手段に至るまでの一連の教育課程編成におけるカリキュラム・マネジメントや、教育委員会等による伴走支援・指導助言がより一層重要となる。
- 令和10年度からの先行実施期間において、全国の学校で調整授業時数制度が活用できるようになる見込みであることを踏まえ、令和9年度からは、
 - ー「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業」の指定校数を大幅に増加させ、さらに全国の様々な地域で一定の割合での事例創出を図るとともに
 - ー 各地域で蓄積された知見の共有及び横展開を進めることで、令和10年度からの先行実施期間を見据え、調整授業時数制度を活用した、柔軟な教育課程編成の普及・促進を支援する。

令和9年度 教育課程柔軟化サキドリ研究校事業

趣旨

- 各学校が子供たちにどのような学びを届けるのか、という目的意識をもった上で、「調整授業時数制度」を手段として活用し、多様な子供たちの課題に応じたきめ細かい教育活動を実現できるよう、制度の活用に係る知見の蓄積が喫緊の課題。
- 令和10年度からの先行実施期間において「調整授業時数制度」の実施を可能とする方向性も踏まえ、令和9年度からは指定校を大幅に増加。

事業概要

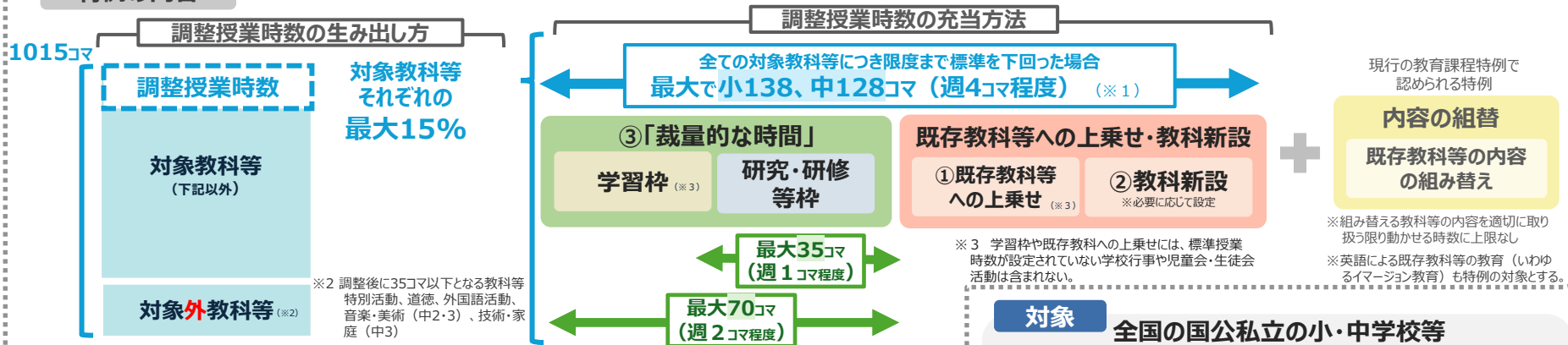
- サキドリ研究校においては、調整授業時数は対象教科等ごとに標準授業時数の15%（※1）を上限とし、使途として以下に活用可能とする。その際、①～③にどのように活用するのかについては教育委員会、学校が子供や地域の課題や実態を踏まえて判断することとする。

①既存の各教科等への上乗せ ②教科の新設 ③裁量的な時間（学習枠、研究・研修等枠）

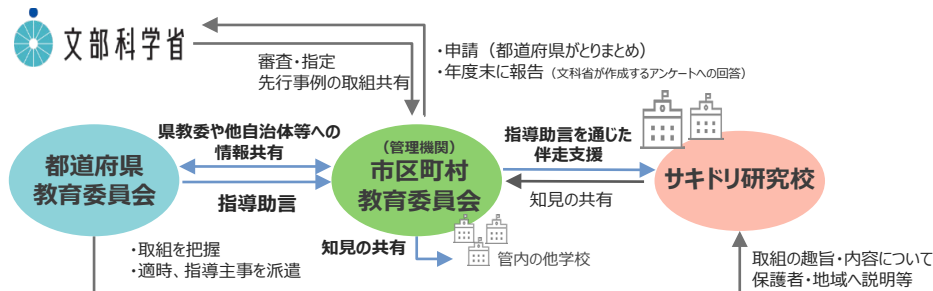
※1 最大限大きくした場合の想定であり、制度全体として、中央教育審議会で検討中

- サキドリ研究校は、取組の趣旨・内容について積極的に公開するとともに、保護者・地域へ説明を行う。
- サキドリ研究校は、年度末に取組内容や成果、課題について文部科学省によるアンケート調査に回答し、報告を行う。
- 令和8年度指定校においては、中央教育審議会 総則・評価特別部会での議論を踏まえて今回新たに示す特例の範囲内で教育課程の変更の要否を検討し、令和9年度からの教育課程の変更の有無に関わらず、改めて指定申請書を提出すること。

特例の内容



公立学校の場合の各機関の役割



※都道府県・市区町村教育委員会は、サキドリ研究校の研究開発に資するよう関与し、知見を蓄積すること

対象

全国の国公立の小・中学校等

- ※ 義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ※ 公立学校については各都道府県・指定都市につき学校数の規模に応じて、申請規模の目安を設定しつつ、目安を上回る申請も可能（次ページ参照）
- ※ 国立大学附属学校は原則全校、私立学校は希望のある学校からの申請を想定

指定期間

令和9年度の1年間を想定

※「調整授業時数制度」は令和10年度から先行実施が可能となる見込みであることを踏まえ、令和9年度末までの指定を想定

スケジュール

- ・ 審査 令和8年12月まで目途
- ・ 指定 令和9年1月予定
- ・ 各学校の取組開始 令和9年4月～

令和9年度 公立学校の新規指定に係る申請規模の目安

- 令和10年度からの先行実施期間において調整授業時数制度の実施が可能となる見込みであることを踏まえ、全国の様々な地域における知見の蓄積が急務。
- 令和8年度は各都道府県・指定都市で5校程度を上限としていたところ、令和9年度からは、全国で一定の割合で事例創出ができるよう、**域内の学校数の規模に応じて、各都道府県・政令指定都市ごとに申請規模の目安を設定し、指定校数を大幅に増加させる。**
- 各都道府県・指定都市教育委員会においては、各区市町村教育委員会、学校が制度の趣旨や意義を十分に理解し、前向きに検討できるよう、**域内での情報提供や好事例の共有、指導・助言等を行うなど、申請に向けた積極的な働きかけが期待される。**
- なお、申請規模は目安であるが、上回って申請を希望する場合には、各教育委員会において、教育課程の内容を確認し、適切に指導・助言を行うことができる体制が整っていることを確認の上、事前に都道府県・指定都市教育委員会から文部科学省に相談をすること。
- 令和8年度指定校についても、引き続きサキドリ研究の取組を続ける場合は、教育課程の変更有無に関わらず改めて申請すること。ただし、目安数にはカウントしないこととする。

	学校数	申請規模目安	都道府県・指定都市数
A	250校未満	10校	20
B	250～349校	20校	13
C	350～499校	30校	19
D	500～649校	40校	7
E	650校以上	50校	8



全都道府県・指定都市が目安の数まで申請した場合、1710校程度（全国の公立小・中学校等の約6%）となる
 ※先行研究開発学校・令和8年度指定のサキドリ研究校と合わせて2110校
 ※参考：全国の基礎自治体数 1718市町村

都道府県別

都道府県	区分
北海道	E
青森県	C
岩手県	C
宮城県	C
秋田県	B
山形県	B
福島県	D
茨城県	D
栃木県	C
群馬県	C
埼玉県	E
千葉県	E
東京都	E
神奈川県	D
新潟県	C
富山県	A
石川県	B
福井県	B
山梨県	B
長野県	D
岐阜県	D
静岡県	C
愛知県	E

都道府県	区分
三重県	D
滋賀県	B
京都府	B
大阪府	E
兵庫県	E
奈良県	B
和歌山県	B
鳥取県	A
島根県	B
岡山県	C
広島県	C
山口県	C
徳島県	B
香川県	A
愛媛県	C
高知県	B
福岡県	D
佐賀県	A
長崎県	C
熊本県	C
大分県	C
宮崎県	C
鹿児島県	E
沖縄県	C

指定都市別

都道府県	区分
札幌市	B
仙台市	A
さいたま市	A
千葉市	A
横浜市	C
川崎市	A
相模原市	A
新潟市	A
静岡市	A
浜松市	A
名古屋市	C
京都市	A
大阪市	C
堺市	A
神戸市	A
岡山市	A
広島市	A
北九州市	A
福岡市	A
熊本市	A

※各区分は令和7年度学校基本調査における小学校、中学校、義務教育学校の数の合計に基づくもの。各都道府県の区分は、指定都市立学校を除いた学校数で設定。

※必要に応じて、関連するQ&A（問2,3）も参照すること。

裁量的な時間の要件と類型

学習枠

【取組が備えるべき要件】

1. 学習指導要領に定める各教科等の内容に該当しない、もしくはいずれか一つの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること
2. 各教科等の内容にも一部該当する学習活動を行う場合は、当該内容について各教科等の教育課程において適切に扱うこととした上で、児童生徒の興味・関心の高まり等を踏まえて学習を拡充・発展させたり、試行的な取組を行ったり、あるいは、個々の課題の大きい内容をフォローする取組を行ったり、学年区分を超えて縦割りで実施したりするなど、付加的な学習活動として行うこと
3. 児童生徒の実態を踏まえ、学校教育法に定める教育の目標の実現に特に資すること
4. 各学校の学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的な取組であること
5. 発達の段階に即して適切なものであること
6. 児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること

【実施可能な取組の類型】

①個に応じた学習過程の充実に資する取組

（例）総合的な学習の時間等で設定した個人探究課題の深掘り、自ら選んだ教科等の学習課題に関して自己調整しながら学ぶ取組、個々の児童生徒のニーズや認知の特性に応じた個別指導や学習カウンセリング、下学年の未習得事項を効果的に学び直すプログラム等

②学習の素地を高める取組

（例）個人探究を伴う体験活動の充実、企業・団体等とも連携して児童生徒の視野を広げ学習意欲を高める取組、言語能力・情報活用能力の重点的な育成のための取組、認知機能強化に着目した取組、学習方略やメタ認知等に関する体系的指導等

③関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組

（例）いじめ防止や安全に関する教育、対人関係の基礎となるソーシャルスキルの育成などの対話的な学習の基礎となる人間関係形成の円滑化に資する学習等

※こうした取組を特に要する児童生徒を対象として行う場合も考えられ、その場合例えば、①や②の取組を実施する場合に、特に要する児童生徒については③を実施するといった実施方法も考えられる

④その他地域等の特色を生かした取組

（例）特別支援学級・学校との交流及び共同学習、地域の多様な大人と探究的に関わる活動、現代的な諸課題に対応した教育活動を更に深掘り・充実させる学習活動等

【運用上の留意点】

特に個人探究や地域の特色を生かした取組を実施する際には、総合的な学習の時間の役割分担に特に配慮し、取組内容が重複せず、両者の連携が適切に図られるように、相乗効果を企図すべきである。

研究・研修等枠

【取組が備えるべき要件】

1. 当該学校の教育課程の編成・実施に係る教師の資質・能力の向上や、学校の組織的な対応力の向上を通じて、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に直結する取組であること
2. 各学校の学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的・計画的な取組であること
3. 研究・研修等の趣旨・目的や内容が事前に計画されるとともに、管理職等により実施状況が適切に把握されるものであること

【実施可能な取組の類型】

①質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究

（例）学校の研究課題に即して行う研究授業・研究協議や、教科・学年等で計画的に行う教材研究等

②教師の資質・能力の向上を図るための学校が企画する研修

（例）学校・学年等の課題に応じて企画する定期的な研修、教育委員会主催研修等

※裁量的な時間は、当該学校の教育課程に係る教育の質の向上を図るためのものであり、学校として組織的に実施する研究・研修（学年・教科単位なども含む）以外の研究・研修活動は対象外
※教育委員会主催研修等を実施する際には、十分な時間的余裕をもって調整するなど各学校が研究・研修等枠を自主的・自律的に実施することを妨げる運用とならないよう留意すべき。

③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議

（例）教科担任制やチーム学年制などと組み合わせた子供の情報の共有

※単なる打合せや突発的な児童生徒指導事案に関する会議、事務的な情報共有の時間とならないよう、学習や指導の改善と密接に連携させることを前提とする方向性で検討

④地域や企業・団体、他校種等との連携体制の確保

（例）企業・団体等と連携した探究学習の実施に向けた研究会、地域の方々と連携したカリキュラム開発に向けた協議、幼小・小中の接続など他校種との円滑な連携のための研究・協議等

※各学校が実現を目指す特色ある教育活動を具現化し、質を向上させるのに必要な取組を対象とする方向性で検討

【運用上の留意点】

- 教育課程に係る時間を一部活用して行う組織的な研究・研修等の取組であることから、各学校・学年で同一の時間帯に実施することを基本とする。
- その上で、教師自身の課題解決や学年・教科・分掌等の役割を一層重視し、研究・研修等の内容を適切に把握し、勤務時間管理が適切に行える場合には、同一の時間帯で教師ごとに異なる取組を行ったり、学年・教科・分掌等ごとに時間帯を分けて実施したりするなどの取組も可能とする。

【教科新設の要件】

教科を新設するに当たっては、教科として相応しい児童生徒の資質・能力の育成を担保する相応の措置が図られている必要があることから、**裁量的な時間（学習枠）の要件に加え、以下の要件を設定**する。

1. 新設教科の目標と、新設教科において育成する資質・能力、指導と評価の計画が体系的・系統的に整理されていること
2. 単年度のみの実践に終わらず、教育課程の評価・改善を行いつつ複数年度にわたって継続的に実施する取組であること
3. 新設教科の学習状況が指導要録（各教科の学習の記録欄等）に記録されるものであること
4. 学校の設置者において、1～3の要件を満たすかや、教育課程や主たる教材等が設置者の定める基本的な学校運営の方針に沿ったものであるかを確認していること

【運用上の留意点】

- 調整授業時数のすべてを特定の教科等に充てた場合に、当該教科等の時数が肥大化し、教育課程全体がバランスを欠くことにならないよう留意することが必要である。（その際、特定の教科等の教師の持ち授業時数を著しく増加させないようにするなど指導体制の在り方も留意する必要）

〈参考（再掲）〉

学習枠

【取組が備えるべき要件】

1. 学習指導要領に定める各教科等の内容に該当しない、もしくはいずれか一つの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること
2. 各教科等の内容にも一部該当する学習活動を行う場合は、当該内容について各教科等の教育課程において適切に扱うこととした上で、児童生徒の興味・関心の高まり等を踏まえて学習を拡充・発展させたり、試行的な取組を行ったり、あるいは、個々の課題の大きい内容をフォローする取組を行ったり、学年区分を超えて縦割りで実施したりするなど、付加的な学習活動として行うこと
3. 児童生徒の実態を踏まえ、学校教育法に定める教育の目標の実現に特に資すること
4. 各学校の学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的な取組であること
5. 発達の段階に即して適切なものであること
6. 児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること

作成

管理機関

サキドリ
研究校

- 

各学校の取組内容については、子供や地域の状況や課題を踏まえ当該学校が検討し、教育課程を編成してください。管理機関は指定を希望する学校に対して教育課程編成に当たっての指導・助言を行い、各学校と教育課程の内容について調整を行った上で申請書を作成してください。

提出書類

- ① **【様式】サキドリ研究校指定申請書** ※管理機関ごとに作成
② **【様式】別紙 1、2 学校の取組内容** ※学校ごとに作成
③ **【様式】別紙 4 申請学校一覧（都道府県・管理機関取りまとめ用）**

※管理機関においては、様式の別紙3 申請学校一覧（自動反映）に自動入力される学校一覧の情報を、別紙4 申請学校一覧（都道府県・管理機関取りまとめ用）に転記してください。

【様式】別紙 1, 2 の留意点

学校ごとに作成してください

3. 調整授業時数の活用方法の詳細

調整授業時数の活用方法について、その目的や内容などについて記載してください。

①既存教科への上乗せ

②新設教科への充当 ※必要がある場合

・公募要領に示す要件を満たしているか確認の上、チェックをしてください

- | | | |
|--------------------------|--|---|
| ☐ | 教育制度を定める教育法令等の内容に適合している。もしもはこれらへの適合を怠るべきの特別な事情があること | |
| ☐ | 各教科科の内容及も一節以上は学習指導要領を施行する為、当然に内定して各教科科の教育課程に於いて実施に供すること。即ち、図の右の通りを基本として学修を遂行せしめ、更に必要なり、図の内容を越え行ったり、あるいは、個々の児童の能力に応じて、学習指導要領を越えて学修を遂行すること。更に必要なり、図の内容を越え行ったり、あるいは、個々の児童の能力に応じて、学習指導要領を越えて学修を遂行すること。 | 認 |
| ☐ | 児童生活の基盤を築き、学校教育法に定める教育目標の達成に特化すること | |
| ☐ | 各学校の学校教育目標は、学習指導要領に係る基本方針・年間計画・学期計画に基づき継続的に取組まれること | |
| ☐ | 英語の授業に即して過剰なものであること | |
| ☐ | 英語の授業の導入に対する過剰な教育活動と差別的な教育活動でないこと | |
| ☐ | 英語教育の目標は、年度計画及び授業計画に基づき達成すること。前記の目標の達成が、主として、主体的に学習すること。年度計画の達成に即して過剰なものであること | |
| ☐ | 英語教育の学習状況が指導要領（各教科科の学習指導要領）に記録されるものであること | |
| ☐ | 学校の設置に於いて、1-3の要件を満たすこと。教育課程又は教育活動等に関する基本的な事項を各校の教育計画に記したものであること | |

・新設教科の名称及びその目標・内容を記載してください。（任意様式の別紙を追加送付する場合は「別紙参照」記載）

調整授業時数を活用している学年は必ずチェックをいれてください。チェックを入れないと、別紙 3 に転記されません。

る1単位時間は45分として記載してください。(端数が生じた場合は切り捨て)
科ごと各行に記入してください。

指定の箇所にチェックを付してください。

例) 上記の各教科について1単位を要する5分単元(10分単元を構成する場合)、全曜日のうち10分単元を構成する

例) すべての教科について1単位時間を5分短縮(40分で授業を実施する場合)

学年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	1行目… 2行目… 3行目… 4行目… 5行目…
授業時間数の活用の有無		☑	☑	☑	☑	☑	☑	
単位時間の短縮を実施		☑	☑	☑	☑	☑	☑	
合計		846 (850)	945 (910)	940 (980)	965 (1015)	930 (1015)	1015 (1015)	
		(10)	(0)	(0)	(0)	(25)	(0)	
		(16)	(35)	(10)	(0)	(0)	(0)	
		-4	+35	-40	-50	-85	0	
		301 (306)	315 (315)	200 (245)	245 (245)	175 (175)	175 (175)	
国語		(5)						エラー！国語が15%を上回って減じられています
		-5	0	-45	0	0	0	

要件を満たしていない場合、黄色ハイライトセルに赤字でエラーが表示されます。全てのエラーを修正した上で提出してください

エラー！国語が15%を上回って減じられています

**【様式】別紙3（自動反映）、別紙4（都道府県・管理
機関取りまとめ用）の留意点**

別紙3（自動反映）のシートは別紙1、2の内容が自動入力される設定になっているため、学校・管理機関は編集しないでください。

【様式】別紙3 学校一覧

・本様式は、別紙1と2の内容が自動入力されるため、学校・管理機関は編集しないでください。

・管理機関は、所管する学校のうち、指定を希望する学校が複数ある場合は、このシートに記載の情報を、別紙3（都道府県・管理機関取りまとめ用）のExcelファイルに【値のみ貼り付け】で転記してください。

[illegible]

管理機関は、別紙 3（自動反映）に記載された情報を別紙 4（都道府県・管理機関取りまとめ）のExcelファイルに、**【値のみ貼り付け】**で転記をしてください。（関数までコピーをすると適切に転記ができません）

不備
の
確認

管理機關

- ✓ 管理機関は、申請前チェックリストを参考に、申請内容が適切であるか、漏れ・不備が無い、責任をもって確認をしてください。
- ✓ 管理機関ごとに①②の様式を1つのExcelファイルに統合し、ファイルのタイトルは「都道府県等番号：学校名」としてください。
- ✓ 別紙3（自動反映）に自動入力された各学校の情報を別紙4（都道府県・管理機関取りまとめ用）に転記し、ファイルの名称は「都道府県等番号：申請学校一覧（●●市）」としてください。

注：都道府県等番号については、指定申請書を参照

千代田区から3つの学校を申請する場合、千代田区教育委員会が以下の2件のファイルを都道府県に提出

- ①【様式】サキドリ研究校指定申請書
②【様式】別紙1、2 学校の取組内容
- ファイル1「13:千代田区立文部科学小学校 外2校」
千代田区教育委員会が①と②を1つのExcelファイルに統合

例 ①指定申請書、②小学校2校、中学校1校の場合は、指定申請書が1シート、別紙1が2シート、別紙2が1シートで合わせて4シートが含まれている形

➡ファイル2 「13：申請学校一覧（千代田区・管理機関）」

- ③ 【様式】別紙 4 申請学校一覧（都道府県・管理機関取りまとめ用） 千代田区教育委員会が、3校の情報を1つのExcelファイルに転記して統合管理機関・都道府県教育委員会の連絡先を追記

確認
とりま
とめ

都道府県
教育委員会

- ✓ 都道府県において、申請前チェックリストを参考に、申請内容に不備が無いか確認をしてください。
 - ✓ 管理機関に対して、申請書の内容や公募要領の記載を踏まえ、必要に応じて指導・助言を行ってください。
 - ✓ 申請する各学校の情報を別紙 4（都道府県・管理機関取りまとめ用）に転記し、ファイルの名称は「都道府県等番号：申請学校一覧（●●県教育委員会）」としてください。
- 注：都道府県等番号については、指定申請

注：都道府県等番号については、指定申請書を参照

東京都において3つの管理機関から提出があった場合、東京都が以下の4件のファイルを文部科学省に提出

- ・ファイル1 「13：千代田区立文部科学小学校 外2校」 (千代田区が①と②を1つのExcelファイルに統合)
- ・ファイル2 「13：文京区立文部科学小学校 外1校」 (文京区が〃〃)
- ・ファイル3 「13：東京都立文部科学義務教育学校」 (東京都が〃〃)
- ・ファイル4 「13：申請学校一覧（東京都教育委員会）」 (東京都が各管理機関から提出された申請学校一覧の情報を1つのExcelファイルに統合)

※私立学校の場合、ファイル4のタイトルは「13:申請学校一覧（都道府県名・私学担当）」としてください。

提出報告

都道府県教育委員会

- ✓ 都道府県は、管理機関から提出された指定申請書を取りまとめ（指定都市教育委員会、国立大学法人にあっては直接）、以下のリンクにファイルをアップロードの上、提出した旨をメールでご連絡ください。

<https://mext.ent.box.com/f/6538bd8bf25f4657ad6e0dfcb83699a8>

【提出先】

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室

E-mail : kyokyo@mext.go.jp

※メールの件名は「都道府県等名：R9サキドリ研究校事業指定申請書提出」としてください。



申請前チェックリスト

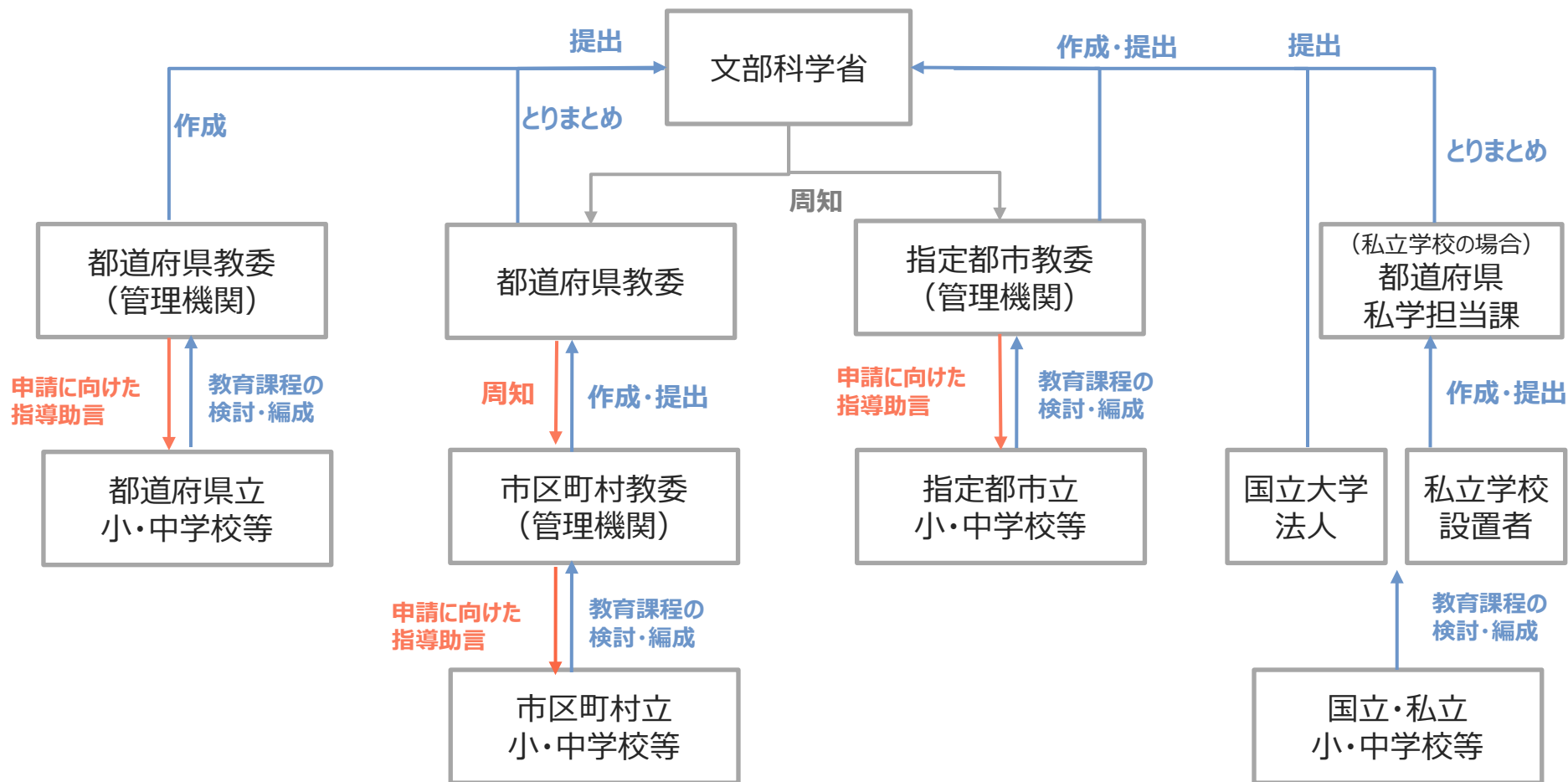
- ✓ 令和9年度から、大幅に指定校数を増加させるに当たり、文部科学省においてスムーズな審査を行うため、**管理機関は、提出前に、以下のチェックリストをもとに、申請内容が適切であるかどうか網羅的に必ず確認を行うこと。**
- ✓ **都道府県教育委員会は、管理機関が作成した指定申請書の内容が適切であるかどうか以下のチェックリストを参考に確認の上、管理機関に必要な指導・助言を行った上でとりまとめて提出すること**

確認する機関		確認する事項
管理機関		☐ 教育課程特例校、授業時数特例校など、教育課程の特例が認められる他の文部科学省の指定を受けている場合は、指定申請書の該当欄にチェックが入っているか。
		☐ 実際の 1 単位時間あたりの授業時間の設定に関わらず、教育課程表における 1 単位時間は、小学校 4 5 分、中学校 5 0 分として計算されているか。
		☐ 裁量的な時間も含め、年間標準総授業時数は確保されているか。（指定申請書にエラーが表示されていないか）
		☐ 調整授業時数は、対象となる各教科等の標準授業時数の15%以内になっているか。（指定申請書にエラーが表示されていないか）
		☐ 裁量的な時間（学習枠）を実施する場合、公募要領に定める要件を満たしているか。
		☐ 裁量的な時間（学習枠）に、標準授業時数が設定されていない児童会・生徒会活動やクラブ活動、学校行事が含まれていないか。
		☐ 裁量的な時間（研究・研修等枠）を実施する場合、公募要領に定める要件を満たしているか。
		☐ 既存教科へ上乗せをする場合、調整授業時数を活用した上乗せと、単なる余剰時数の上乗せを区別して教育課程表に記入しているか。（指定申請書にエラーが表示されていないか）
		☐ 調整授業時数を特別活動の時数の上乗せに充当する場合、学級活動に充当されているか。（標準授業時数が設定されていない児童会・生徒会活動やクラブ活動、学校行事への充当は不可であることに留意）
		☐ 調整授業時数を活用して教科を新設する場合、公募要領に定める要件を満たしているか。
		☐ 教科を新設する場合は、当該教科の目標・内容が適切に記載されているか。また、教育課程特例校制度による特例を活用して教科新設を行う場合は、どの教科の時数をどの程度減じてどの内容事項を取り扱う教科を新設するのかについても記載されているか。
		☐ 学習内容が適切に取り扱われ、未履修は発生しない計画になっているか。
		☐ 教育課程全体を通じて、児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされているか。
都道府県教委 ※私学担当課	管理機関	☐ 別紙 3（自動反映）の情報を「別紙 4 申請学校一覧（都道府県・管理機関取りまとめ用）」に適切に転記・統合しているか。
		☐ 令和 8 年度指定校も含め、令和 9 年度にサキドリ研究校としての取組を希望する全ての学校の指定申請書がそろっているか。
都道府県教育委員会 ※私学担当課		☐ 管理機関が作成した指定申請書の内容が適切であるか、確認を行ったか。
		☐ 管理機関に対し、申請書の内容や「公募要領」の記載を踏まえ、必要に応じて指導・助言を行ったか。

10

指定申請書の提出フロー

申請締切：令和8年11月20日（金）

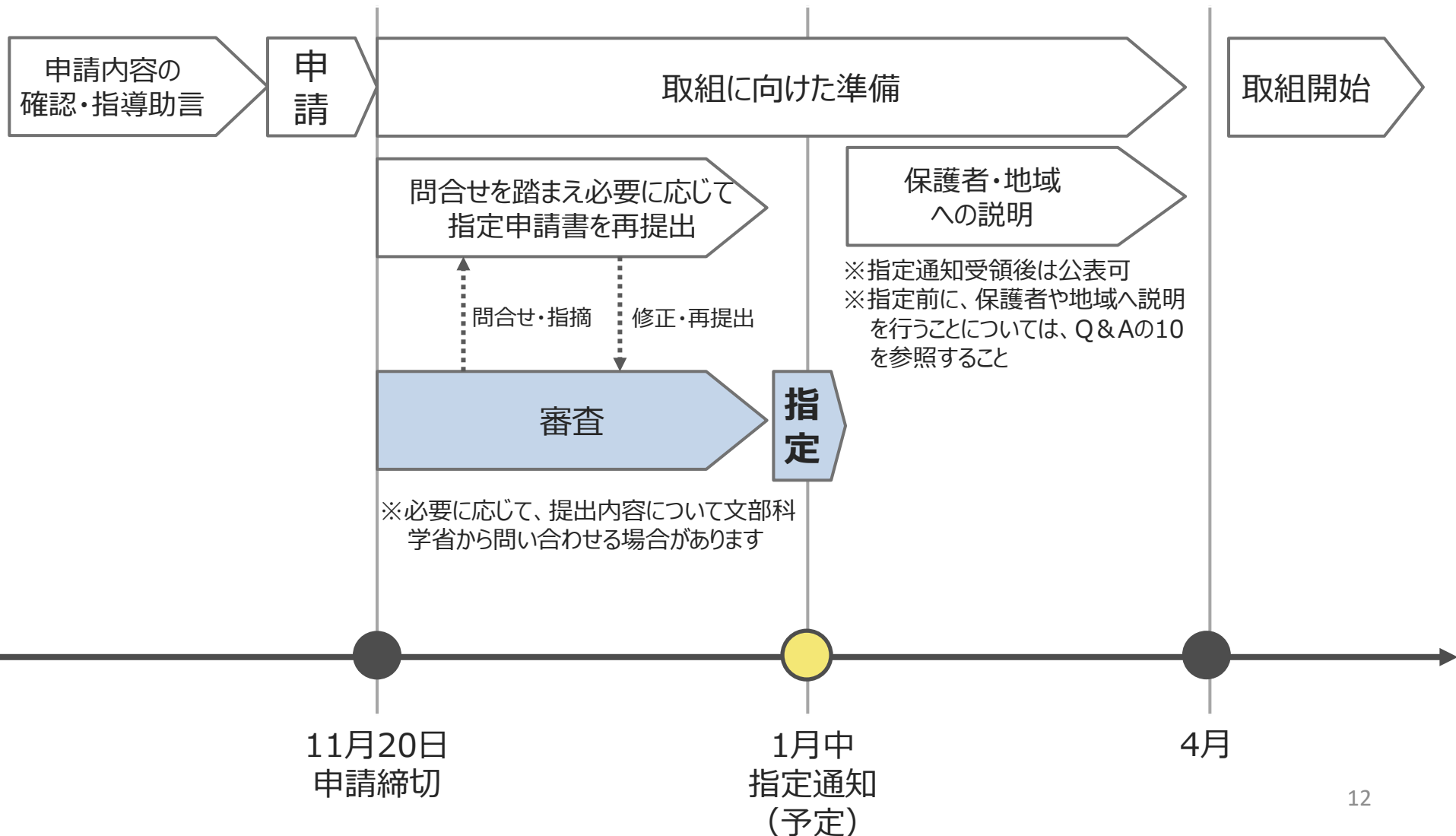


サキドリ研究校指定に向けたスケジュール

文部科学省：



教育委員会・学校：



申請手続き関連

1. 研究実績のない学校でも指定の対象になるか。
2. 目安以下の規模で申請してもよいか。また都道府県内で目安以上の申請希望があった場合、そのまま申請をしてもよいのか。何校までなら申請をしてよいのか。
3. 令和8年度に指定されたサキドリ研究校が、令和9年度から今回示された特例の範囲内で教育課程を編成したい場合は、追加指定と同様に申請をすればよいのか。
4. 既に教育課程特例校・授業時数特例校に指定されているが、サキドリ研究校事業に申請することは可能か。可能である場合、特例校の廃止申請書を提出する必要があるか。
5. SSH（スーパーサイエンスハイスクール校）として指定を受けているが、申請は可能か。
6. 申請後（指定後）、令和9年度までの開始までに教育課程の計画を変更することは可能か。
7. 国立大学附属学校は「原則全校」からの申請が想定されているが、全校申請しなければならないのか。

実施体制関連

8. 取組を実施する上での都道府県教育委員会、市区町村教育委員会の役割は何か。
9. 研究開発学校のように運営指導委員会を設ける必要はないか。
10. 保護者や地域に対する説明の内容や方法について決まりはあるか。また、1月に指定を受けてから新年度までに保護者や地域に説明するとなると、スケジュールが厳しいため、指定前に説明をしてもよいのか。
11. 自治体独自の予算事業とあわせて実施することは可能か。

特例の内容関連

12. 教育課程特例校とサキドリ研究校はいずれも大臣指定であるが、認められる特例の違いは何か。
既に教育課程特例校として指定されているが、サキドリ研究校に申請するメリットがわからない。
13. 裁量的な時間（研究・研修等枠）として、市内の教職員が任意で参加する個別の研究会・研修会での活動も含めてよいか。
14. 裁量的な時間（研究・研修等枠）として、教育委員会が主催する研修も含めてよいか。
15. 研究・研修等枠の類型として、「③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議」が挙げられており、例として「教科担任制やチーム学年制などと組み合わせた子供の情報の共有」の記載がある。外部の専門家・有識者とのケース会議なども含めてよいか。
16. 研究・研修等枠を、学年・教科・分掌等などによって日を分けたり時間帯を分けたりして設定することは可能か。
17. 裁量的な時間（学習枠）と新教科の違いは何か。
18. 調整授業時数を活用した教科の新設と、教育課程特例校制度を活用した教科の新設の違いは何か。
19. 裁量的な時間（学習枠）や、特別活動への上乗せとして、児童会・生徒会活動や学校行事を実施してもよいか。
20. 調整授業時数を裁量的な時間（学習枠）に充てる際に、一部の児童生徒に対して個別指導を行い、対象外の児童は放課後扱いとしてよいか。
21. 学習枠を設定する場合に、学年やクラスごとに設定する曜日や時間帯を変えてもよいか。
22. 裁量的な時間（研究・研修等枠）による研修を子供たちの夏休み期間に実施することは可能か。
23. 1単位時間を5分短縮する形（小学校等の場合は45分を40分へ、中学校等の場合は50分を45分へ変更）で実施しなければならないのか。

特例の内容関連

- 24. 特定の学年やクラスのみで取組を実施することは可能か。
- 25. 特別支援学級はサキドリ研究校事業の対象か。
- 26. 特別支援学校はサキドリ研究校事業の対象か。
- 27. 中学校で既存教科に上乘せをする場合に、当該教科の教員の負担を減らすため、当該教科の免許状を有していない担任の教員が指導することは可能か。

その他

- 28. 指導要録上、調整授業時数を充てて新設する教科や、裁量的な時間について、どのように評価・記録すればよいか。
- 29. 成果報告はアンケートの回答とのことだが、具体的にはどのようなものか。
- 30. 他のサキドリ研究校の取組内容を参考にしたい。

1. 研究実績のない学校でも指定の対象になるか。

- 研究実績の有無にかかわらず本制度の指定の対象となりえます。調整授業時数制度は、令和10年度からの先行実施期間から、全国の学校で実施が可能となる見込みであることを踏まえ、研究実績を問わず、令和9年度に全国の様々な地域において多様な知見を蓄積することが重要と考えています。
- 各都道府県・指定都市教育委員会においては、各市区町村教育委員会、学校が制度の趣旨や意義を十分に理解し、前向きに検討できるよう、域内での情報提供や好事例の共有、指導・助言等を行うなど、申請に向けた積極的な働きかけが期待されます。
- また、特に都道府県教育委員会においては、域内の各市町村教育委員会、学校が取組を広く参考にできるようにする観点から、立地や学校規模など学校の多様性を考慮することも重要と考えています。

2. 目安以下の規模で申請をしてもよいのか。また、都道府県内で目安以上の申請希望があった場合、そのまま申請をしてもよいのか。何校までなら申請をしてもよいのか。

- お示ししている申請規模は、全国の学校で一定の数が事例創出を図ることができるよう、目安として示したものであるため、目安以下の規模で申請をすることを不可とする趣旨ではありませんが、令和10年度からの先行実施期間を見据え、十分な事例創出につながる事が重要であり、積極的な検討をお願いしたいと考えています。
- 目安以上の申請を行う場合は、都道府県・指定都市教育委員会及び管理機関において適切に域内のサキドリ研究校の取組内容を把握し、必要に応じて指導助言ができるような体制を十分に整えているか、確認の上、都道府県・指定都市教育委員会から文部科学省に御相談ください。

3. 令和8年度に指定されたサキドリ研究校が、令和9年度から今回示された特例の範囲内で教育課程を編成したい場合は、追加指定と同様に申請をすればよいのか。

- 令和8年度指定校においては、中央教育審議会 総則・評価特別部会での議論を踏まえて今回新たに示す特例の範囲内で教育課程の変更の可否を検討し、令和9年度からの教育課程の変更の有無に関わらず、改めて指定申請書の提出をお願いします。
- なお、令和8年度指定校の継続については、今回示す申請規模の目安の数にはカウントしません。

4. 既に教育課程特例校・授業時数特例校に指定されているが、サキドリ研究校事業に申請することは可能か。可能である場合、特例校の廃止申請書を提出する必要があるか。

- 令和8年度時点で教育課程特例校・授業時数特例校（以下「特例校」という。）であっても、サキドリ研究校事業に申請することは可能です。
- 特例校がサキドリ研究校として申請する際には、指定申請書において、該当の特例校を選択してください。
- 特例校がサキドリ研究校として指定された場合は、令和9年度以降は特例校の指定は取り消されることになります。その際の指定の取消に必要な手続きについては、文部科学省から別途ご連絡します。

5. SSH（スーパーサイエンスハイスクール校）として指定を受けているが、申請は可能か。

- SSH校では、現行制度においても、制度趣旨（先進的な理数系教育による創造性豊かな科学技術人材の育成）に沿う範囲で、教科の新設や既存教科への授業時数の上乘せなど、特別の教育課程の実施が認められているところですが、SSH校が各教科等の授業時数を減じて裁量的な時間（学習枠／研究・研修等枠）などに充たしたい場合は、サキドリ研究校事業への申請が可能です。
- SSH校が申請する場合は、別途、SSH校としての特別の教育課程の変更申請が必要になる場合があるため、指定申請書の該当欄にチェックを入れて提出してください。文部科学省において、SSH担当も含め、申請された内容を確認の上、必要な手続きを御連絡します。

6. 申請後（指定後）、令和9年度までの開始までに教育課程の計画を変更することは可能か。

- 変更される場合は、変更の趣旨と変更する内容を、文部科学省までご連絡ください。

7. 国立大学附属学校は「原則全校」からの申請が想定されているが、全校申請しなければならないのか。

- 附属学校については、従前より実験校や地域のモデル校としての役割を担っていただいているところではありますが、令和8年7月29日に示された「第5期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する中間まとめ」においても、以下の記載の通り、次期学習指導要領の実装に向けた先導的モデル開発の役割を担うことが期待されていることから、「原則全校」からの申請を検討いただきたい、という趣旨で、高等教育局専門教育課教員養成企画室と連携の上、お示ししているものです。
- なお、実施に当たっては、全校において全学年における実施を求めるものではないため、この点に留意の上、積極的な御検討をお願いします。

【参考：第5期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する中間まとめ（令和8年7月29日（抄））】

4. 附属施設（附属病院、附属学校、附置研究所及び研究施設等）の算定の考え方

（2）附属学校

（略）

○ さらに、現在、多くの附属学校が教科教育や探究学習等の研究を行っているが、近年重要性を増す教育課題の解決に実験校としてより大きな貢献をするため、**各附属学校が次期学習指導要領の確実な実装に向けたモデルとなることで、他の学校における柔軟な教育課程の編成及び実施等を牽引することが期待される。**その具体的な取組としては、①通常教育課程における調整授業時数制度の積極的活用を含めた先導的モデルの開発、②特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する特別の教育課程の編成をはじめとする多様な児童生徒の包摂に向けた指導モデルの開発、③公立学校の実態を踏まえた、在籍者の多様性を確保するための入学者選抜の実施等が想定されるところであり、研究活動を含め、これまでの附属学校の在り方を変えるような、新たな取組に挑戦する附属学校に対する支援の在り方についても検討する必要がある。

8. 取組を実施する上での都道府県教育委員会、市区町村教育委員会の役割は何か。

- 市区町村教育委員会は、サキドリ研究校に対して指導助言を通じた伴走支援を行うとともに、管内の他校・他市区町村教育委員会・都道府県教委等への知見の共有や、アンケートへの回答による文部科学省への実績報告などを行うこととしています。
- 都道府県教育委員会は、サキドリ研究校の取組を把握するため、適時、指導主事を派遣するとともに、管内の学校及び市区町村教育委員会の参考に資するよう、取組の成果を可視化しつつ情報提供に努めることとしています。

9. 研究開発学校のように運営指導委員会を設ける必要はないか。

- サキドリ研究校において運営指導委員会を設置する必要はありません（任意で設置することは妨げない）。
- 学校が主体的に子供や地域の状況に応じた教育課程を編成・実施することを前提としつつ、管理機関や都道府県教育委員会において、指導助言を通じた伴走支援を行っていただくよう、お願いします。

10. 保護者や地域に対する説明の内容や方法について決まりはあるか。また、1月に指定を受けてから新年度までに保護者や地域に説明するとなるとスケジュールが厳しいため、指定前に説明をしてもよいか。

- 例えば、以下の内容を説明することを想定しています。
 - 子供たちや地域の状況を踏まえ、学校としてどのような学びを届けるのか、教育課程編成の考え方
 - 調整授業時数について、各教科で減じた時数やその活用方法・配当の仕方
 - 学習枠、研究・研修等枠の類型ごとに、充当する時数とその取組内容
- その上で、説明の方法について決まりはありませんが、サキドリ研究校を対象に行ったアンケートの結果によれば、サキドリ研究校の約8割が文書による周知（クラウドツール、メーリングリスト、お便り等を活用）、学校運営協議会での説明を行っており、約6割が全校保護者説明会、学年・学級懇談会など対面での説明会、約4割がHPへの掲載を行っています。（参考資料P54参照）
- また、保護者や地域への説明について、審査中であることを前提として、必要に応じて指定前にご説明いただくことも可能です。その際、学校運営協議会や保護者向け文書など対象を限定した形でご説明いただくことを想定しているほか、例えば、教育課程の変更に伴う下校時間の変更等が見込まれる場合に、学童をはじめとする関係事業者等との調整をあらかじめ進めることなども可能です。

11. 自治体独自の予算事業とあわせて実施することは可能か。

各都道府県や市区町村教育委員会の予算事業などとあわせて実施することは可能です。
各自治体の特色ある取組を進める上で、本事業も有効活用することをご検討ください。

1 2. 教育課程特例校とサキドリ研究校はいずれも大臣指定であるが、認められる特例の違いは何か。既に教育課程特例校として指定されている学校が、サキドリ研究校に申請するメリットは何か。

- 教育課程特例校制度で認められている特例では、既存教科の内容・時数を組み替えて新設教科を創設すること（組み替える教科の内容を新設教科において適切に取り扱うことが前提）や、イメージ教育を実施することなどが可能です。
- 一方、サキドリ研究校事業では、教育課程特例校制度で可能とされている特例に加えて、各教科等の標準授業時数を下回って教育課程を編成し、生み出した時間を各教科等に該当しない「裁量的な時間」（学習枠・研究研修等枠）に充当することや、既存教科の内容に該当しない内容の新設教科を創設することが可能です。
- また、中央教育審議会の議論においては、教育課程特例校制度は調整授業時数制度に統合し、各学校の判断により実施可能とする方向で検討が進められています。
- したがって、教育課程特例校とサキドリ研究校のいずれも文部科学大臣が指定する学校ですが、教育課程特例校よりもサキドリ研究校のほうが特例の範囲が広く、また、今後、教育課程特例校が調整授業時数制度に統合される方向であるため、令和10年度からの先行実施に向けて、柔軟な教育課程編成に係る知見を蓄積できることが、サキドリ研究校に申請する大きなメリットです。
- 特に、学校や地域の実情、子供たちの課題に応じて目的意識・課題意識を持った上で、柔軟な教育課程編成に係る実践的な知見を先行的に蓄積し、その成果や課題を検証することは、次期学習指導要領の実装に向けた各学校の教育活動の充実や学校経営の改善につながる意義があると考えております。

1 3. 裁量的な時間（研究・研修等枠）として、市内の教職員が任意で参加する個別の研究会・研修会での活動も含めてよいのか。

- 裁量的な時間は、当該学校の教育課程において、各教科等の授業時数を減じて特例的に配当するものであり、当該学校の児童生徒の教育の質の向上に還元する必要があります。
- 従って、当該学校として組織的に実施する研究・研修（学年単位や教科単位なども含む）以外の研究・研修活動は、裁量的な時間には含まれません。
- なお、例えば、学校として、外部機関が実施する研修プログラム等への参加を組織的な研究・研修等として位置付ける場合は、裁量的な時間を含めうと考えています。

14. 裁量的な時間の研究・研修等枠として、教育委員会が主催する研修も含めてよいか

- 教育委員会が主催する研修を含めることは可能ですが、研究・研修等枠の趣旨は、当該学校の実態や子供の課題に応じて、児童生徒教育の質向上に直結する組織的な研究・研修を実施できるようにすることです。教育委員会の主導で行う研修の実施により「研究・研修等枠」の学校が活用可能な時間が減ってしまい、各学校の創意工夫による研究・研修等に取り組みにくくなることは避ける必要があります。
- したがって、研究・研修等枠において、教育委員会主催研修等を実施する際には、十分な時間的余裕をもって調整するなど、各学校が研究・研修等枠を自主的・自律的に実施することを妨げる運用とならないよう、配慮するよう、お願いいたします。

15. 研究・研修等枠の類型として、「③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議」が挙げられており、例として「教科担任制やチーム学年制などと組み合わせた子供の情報の共有」の記載がある。外部の専門家・有識者とのケース会議なども含めてよいか。

- この類型の中で、例示している取組のほか、例えば、通級指導の対象となる児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒などに係る教育課程の内容や個別の指導計画の検討のため、当該児童生徒の実態把握や、指導・支援の方法について共有・協議する取組なども考えられます。この取組の中で、外部の専門家・有識者との密接な連携が必要な場合は、この時間の中で行うことも想定されうると考えています。
- いずれにしても、単なる打ち合わせや突発的な児童生徒指導事案に関する会議、事務的な情報共有の時間とならないよう、学習や指導の改善と密接に連動させた計画的な取組とすることが必要となります。

16. 研究・研修等枠を、学年・教科・分掌等などによって日を分けたり時間帯を分けたりして設定することは可能か。

- 裁量的な時間（研究・研修等枠）の「運用上の留意点」に記載した通り、研究・研修等枠は各学校・学年で同一の時間帯に実施することを基本とします。
- その上で、教師自身の課題解決や、学年・教科・分掌等の役割を一層重視し、研究・研修等の内容を適切に把握し、勤務時間管理が適切に行える場合には、同一の時間帯で教師ごとに異なる取組を行ったり、学年・教科・分掌等ごとに時間帯を分けて実施したりするなどの取組も可能とします。

17. 裁量的な時間（学習枠）と新教科の違いは何か。

- 学習枠の要件として、「学習指導要領に定める各教科等に該当しない、もしくはいずれかの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること」などを設定しています。
- 一方、教科新設の場合は、学習枠の要件に加えて、追加要件として「新設教科の目標と、新設教科において育成する資質・能力と、指導と評価の計画が体系的・系統的に整理されていること」「単年度のみの実施に終わらず、教育課程の評価・改善を行いつつ複数年度にわたって継続的に実施する取組であること」などを設定しているところです。
- 実施しようとしている学習活動のねらいや性質を踏まえ、適切に設定をいただくよう、お願いいたします。

18. 調整授業時数を活用した教科の新設と、教育課程特例校制度を活用した教科の新設の違いは何か。

- 調整授業時数制度を活用して教科を新設する場合、当該新設教科において、時数を減じた教科の内容を取り扱うものではありません（時数を減じた教科等において取り扱う必要がある）が、当該新設教科に充当することのできる調整授業時数には上限があります。
- 一方、教育課程特例校制度を活用した教科の新設の場合は、既存教科の内容の組替であることから、新設した教科において学習指導要領に示されている内容を適切に取り扱う必要があり、適切に取り扱っている限りにおいては、動かせる時数に上限はありません。

19. 裁量的な時間（学習枠）や、特別活動への上乗せとして、児童会・生徒会活動や学校行事を実施してもよいのか。

- 児童会・生徒会活動や学校行事など、標準授業時数外で適切に実施することとされている教育活動については、調整授業時数を充当して学習枠を実施したり、特別活動への上乗せとして実施することは適切ではありません。
- ただし、学習枠において児童会・生徒会活動や学校行事の内容に関連づけた取組を行うことは想定され、この場合は、学習枠の要件2に示しているように、児童会・生徒活動や学校行事等を通じた児童生徒の興味・関心の高まり等を踏まえて学習を拡充・発展させたり、試行的な取組を行ったり、あるいは、個々の課題の大きい内容をフォローする取組を行ったり、学年区分を超えて縦割りで実施したりするなど、付加的な学習活動として行うことが必要です。

20. 調整授業時数を裁量的な時間（学習枠）に充てる際に、一部の児童生徒に対して個別指導を行い、対象外の児童は放課後扱いとしてもよいか。

- 裁量的な時間は、当該学校の教育課程において、全ての児童生徒を対象とする各教科等の授業時数を減じて特例的に配当するものであり、一部の児童生徒のみを対象として教育活動を行い、他の児童生徒は放課後扱いとすることはできません。
- なお、学習枠において、全ての児童生徒が同じ活動を行う必要はないため、例えば、個別指導を行う児童生徒のグループと、それ以外の活動を行う児童生徒のグループに分かれて活動をするなどとは想定されます。

21. 学習枠を設定する場合に、学年やクラスごとに設定する曜日や時間帯を変えてもよいか。

- 学年として同一の教育課程を編成・実施しているのであれば、学年やクラスごとに学習枠を設定する曜日や時間帯を変更することは可能です。

22. 裁量的な時間（研究・研修等枠）による研修を子供たちの夏休み期間に実施することは可能か。

- 前提として、調整授業時数は、当該学校の教育課程において、本来授業として実施すべき時間を、各教科等の授業時数を減じて特例的に他の教育活動に配当するものです。したがって、夏休みの期間など、授業を実施する予定のない休業日に実施する取組に配当することは想定していません。
- なお、授業日に調整授業時数を充てて実施する研究・研修等と、夏休みの期間などに実施する研究・研修等を連動させたり、連携した取組を実施したりすることは可能です。

23. 1 単位時間を 5 分短縮する形（小学校等の場合は45分を40分へ、中学校等の場合は50分を45分へ変更）で実施しなければならないのか。

- 調整授業時数を生み出すため、1 単位時間を5分短縮し、その 5 分を調整授業時数として活用することは 1 つの手法と考えておりますが、必ずしも 5 分短縮する必要はなく、内容に応じて 1 単位時間を20分や60分などに設定することなども可能です。
- 1 単位時間を5分短縮すること自体を目的化することなく、調整授業時数の生み出し方や使途も含め、地域、学校、児童生徒の状況や課題を踏まえ、何のために、どのような学びを創り、届けたいのか、という視点で、教育委員会・学校が柔軟な教育課程を編成・実施し、その知見を蓄積することが重要です。
- このため、どのように 1 単位時間を設定するかについても、各学校のカリキュラム・マネジメントの一環として検討していただき、この際、デジタル学習基盤の活用により、授業実施の効率化を図りながら、適切な設定の在り方を検討していただくよう、御留意ください。

※なお、総授業時数を確保した上で、1 単位時間を 5 分短縮すること自体は、現行制度上でも既に可能であり、サキドリ研究校事業で初めて可能とするものではありません。

24. 特定の学年やクラスのみで取組を実施することは可能か。

- サキドリ研究校事業自体は、学校として指定を行うものですが、本事業の特例を活用した取組を特定の学年で行うことや、子供の実態に応じて、学年ごとに取り組内容を変えることは可能です。
- 一方、特定のクラスでのみ時数を調整して取り組むことは、時数の管理や、指導体制の観点から想定はしておりません。

25. 特別支援学級はサキドリ研究校事業の対象か。

- 特別支援学級もサキドリ研究校事業の対象です。
- ただし、特別支援学級における教育課程の編成に当たっては、自立活動を取り入れるとともに、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成する必要があることに留意してください。
- この際、自立活動の目的や趣旨に鑑みて、自立活動自体を裁量的な時間（学習枠）として実施することは適当ではないため、自立活動と裁量的な時間（学習枠）は区別して実施してください。
- なお、現行制度でも認められている通り、児童生徒の障害の程度や学校の実態等を踏まえ、各教科等の時数を減じて、自立活動に充当することは可能です。

26. 特別支援学校はサキドリ研究校事業の対象か。

- 特別支援学校についても対象とする方向であり、詳細については追って御連絡します。

27. 中学校で既存教科に上乗せをする場合に、当該教科の教員の負担を減らすため、当該教科の免許状を有していない担任の教員が指導することは可能か。

- 前提として、調整授業時数を既存教科に上乗せをする場合、当該教科の目標に照らして系統的に当該教科の内容を指導するための時間として充てるものです。したがって、法令に基づき、当該教科の免許状を保有する教員が指導に当たることが必要です。（当該教員が相当免許状を保有していない場合は、臨時免許状の発行や、免許外教科担任の許可を受けるべきものとなります。）
- 相当免許状を持たない教員が単独で指導することは想定されていませんが、一般的に、相当免許状を有する教員が年間の指導を計画し、指導成果の把握と活用等を責任をもって行うとともに、相当免許状を有する教員の指導・助言等に基づき授業を行う場合に、相当免許状を有していない者が補助者として授業に当たることは想定されます。

例) 数学の自己調整学習の時間に、数学の教科担任が授業計画の作成や生徒への指導を行ったうえで、学級担任など数学以外の教師が各教室で学習活動の見回りを行うなど

- なお、各教科の内容にも一部該当しうる学習活動を、教科の上乗せではなく、裁量的な時間として実施する場合は、学級担任の教員が指導することも考えられます。

28. 指導要録上、調整授業時数を充てて新設する教科や、裁量的な時間について、どのように評価・記録すればよいのか。

- 新設教科については、指導要録における各教科の学習の記録欄に欄を追加するなど、設定した教科の目標に準拠した評価を実施し、記入してください。その際、通常の教科と同様に観点別学習状況の評価と評定を記載することが原則として考えられますが、通常の教科と同様の記載がなじまないと判断する場合は、適切な欄を設けて記入してください。
- 裁量的な時間については、各教科等に該当しないものであるため、指導要録上、欄を設けて目標に準拠した観点別学習評価や評定を記載することは不要です。学習の成果について指導要録に反映すべき点がある場合には、裁量的な時間において実施した教育活動の特性に応じて、関連する既存教科等の評価に反映したり、総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄において学習状況を記入したりすることは考えられます。
- なお、指導要録に記載しない場合においても、裁量的な時間における子供たちの学習の成果を適切に見取ったり、必要なフィードバックを行うなど、学習や指導の改善につなげることは有意義と考えられます。
- 上記を踏まえて、評価の実施の在り方については、各学校の取組内容に応じて御判断いただき、年度末の成果報告でご報告をお願いします。

29. 成果報告はアンケートの回答とのことだが、具体的にはどのようなものか。

ウェブアンケートにより、以下の項目などを報告していただき、成果報告は文部科学省においてとりまとめ、公表を行う予定です。

- (例)
- ・教育課程編成に当たっての目的や課題、根拠とした調査・データ
 - ・各教科等の実施時数（減じた時数を含む）
 - ・調整授業時数制度を活用した具体的な取組状況（裁量的な時間、既存教科等への上乗せ、教科の新設）、取組の成果
 - ・各学校におけるカリキュラム・マネジメントの実施方法
 - ・指定前後の学力の推移（特に同一集団の経年推移など）
 - ・指定前後の時間外在校等時間の推移
 - ・保護者や地域への説明状況・方法・内容・工夫した点
 - ・期待した成果が上がらなかった点や、その理由に関する考察
 - ・管理機関による関与の在り方（学校への指導助言の方法・内容・頻度、管内の学校への知見の共有の方法等）

30. 他のサキドリ研究校の取組内容を参考にしたい。

- サキドリ研究校同士で取組状況、悩みや課題を共有しつつ、幅広く情報交換をする場を設けるため、柔軟な教育課程編成に取り組む研究開発学校（以下「先行研究開発学校」という。）や、サキドリ研究校を対象とする、オンライン情報交換会の実施を予定しています。

※令和8年度実績

第1回 令和8年5月20日（水）15：30～17：00

第2回 令和8年9月9日（水）13：00～15：00 開催予定

- さらに、例年1月に「研究開発学校フォーラム」として、研究開発学校の最終年度校による成果報告と参加者（全国の学校関係者）との意見交換を実施しておりますが、令和8年度では、例年通りの意見交換に加えて、先行研究開発学校や、サキドリ研究校における令和8年度の実践の成果や課題を共有し、令和9年度に向けての実践のブラッシュアップのための意見交換の場を設ける予定です。また、フォーラムには、令和8年度サキドリ研究校のみならず、令和9年度指定校も参加可能です。

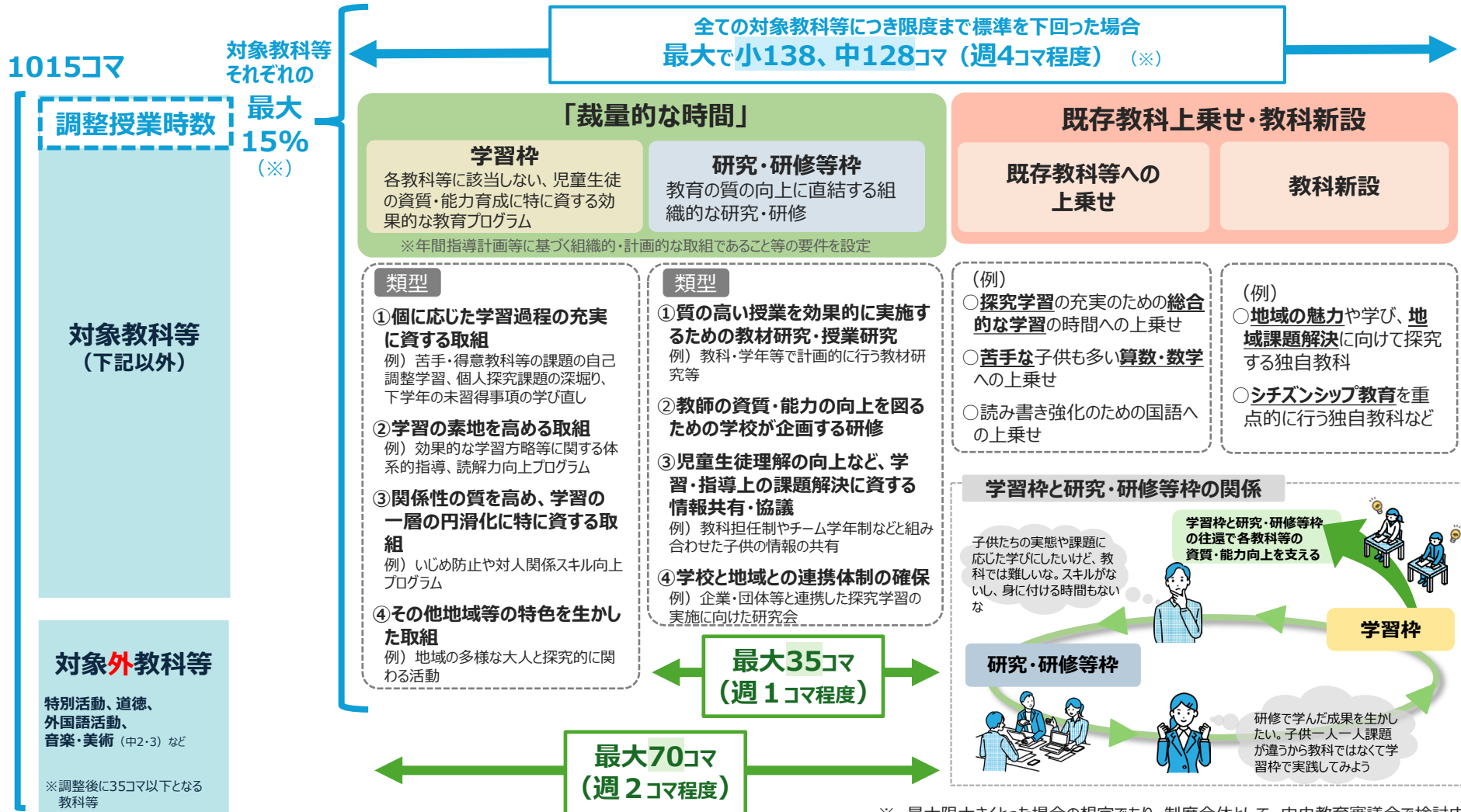
※令和8年度のフォーラムは、令和9年1～3月中の実施を想定しています。

※なお、フォーラムにおいては、サキドリ研究校に対して、例年実施している、最終年度校の研究開発学校と同様の発表等を求めるものではありませんが、全国のサキドリ研究校にとって参考となる取組を行っている学校に資料提供のお願いなどをする可能性があります。

參考資料

調整授業時数制度の基本的な枠組み（イメージ）

- 子供たちの実態の多様性が一層顕在化している中で、全ての子供たちに「深い学び」による資質・能力の育成を図ることができるよう、子供の実態や課題に応じた柔軟な教育課程編成を可能とする「調整授業時数制度」を創設。
- 令和9年度にサキドリ研究校を大幅に増加させ、令和10年度から全国で先行実施を可能とする方向で検討。



※ 最大限大きくとった場合の想定であり、制度全体として、中央教育審議会でも検討中

※ コマ数は、現行の標準授業時数をもとに記載したものであることに留意

4. 柔軟な教育課程の編成・実施を可能とする仕組みの具体化

(1) 調整授業時数制度の具体化（義務教育）

①検討の前提

- 本特別部会では、論点整理で示された調整授業時数制度の骨格を基に、柔軟な教育課程の編成に先行的に取り組んでいる教育課程特例校や授業時数特例校、先行研究開発学校（※）やサキドリ研究校の運用実態等を踏まえて、調整授業時数制度で時数を調整可能とする教科等や、調整可能な時数の上限、質を担保する仕組み等の具体化を図った。

※東京都目黒区をはじめ、研究開発学校として調整授業時数制度と同様の柔軟な教育課程の研究に先行して取り組んでいる学校。9 都道府県 68 校。

②調整が可能な教科等

- 現在、授業時数特例校においては、35コマ以下（週1コマ相当以下）の教科等は減ずることは不可としている。いずれの教科等についても、学習の継続性等の観点から週1コマ程度の時数は確保は重要であることから、引き続き標準授業時数が35コマ以下の教科等は減ずることは不可とすべき。また、調整対象とする教科等（以下「調整対象教科等」という。）も、調整後の時数が35コマ未満になるように減ずることは不可とすべき。
- 授業時数特例校制度では、教科等横断・探究的な学びの推進が制度趣旨であったため、総合的な学習の時間を対象から除いていたが、調整授業時数制度は、多様性を包摂する柔軟な教育課程の実現という、一層幅広い制度趣旨で創設することから、総合的な学習の時間も減ずることを可能とすべき。
 なお、調整授業時数の各教科等への上乗せについては、標準授業時数を定めている全ての教科等に対して可能とする前提である。

③「裁量的な時間」の類型と基本的な考え方

- 論点整理では、調整授業時数を活用することができる活動として、他教科等への充当や新教科の創設のほか、「裁量的な時間」を挙げており、この「裁量的な時間」については更に以下の2つの類型に分けられる。
 - 学習指導要領に定める教科等に該当しないものの、児童生徒の実態等を踏まえて、児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラム等（以下「学習枠」という。）
 - 教育の質の向上を目的とした授業や指導の改善に直結する組織的な研究・研修等（以下「研究・研修等枠」という。）
- この「裁量的な時間」については、児童生徒の多様性の包摂に資するため、児童生徒の実態を最も把握している学校現場の創意工夫を活かすことを重視しつつ、各教科等の時数を標準を下回って実施可能とし、その分の調整授業時数を充てて実施するという性質に鑑み、適切に資質・能力の育成に資する取組となるようにすることが必要。
- このため、学校現場で質の高い実践が展開されるよう、丁寧に制度を設計するとともに、先行研究開発学校やサキドリ研究校での取組や知見を蓄積・共有することを含め、文部科学省や都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等がそれぞれ積極的な支援を展開する必要がある。
- こうしたことから、「学習枠」「研究・研修等枠」について、法令等により、取組が備えるべき要件と実施可能な取組の類型を示すとともに、実施可能な時数の上限を定めることが適当である。その際、質を担保しつつも運用の柔軟性を可能な限り高め、現場にとって使い勝手のよい制度とすることに留意すべきである。

④裁量的な時間の類型と要件（学習枠）

- 裁量的な時間（学習枠）については、適切な運用を確保するため、以下の内容を要件として設定することが適当である。

（学習枠の要件）

1. 学習指導要領に定める各教科等の内容に該当しない、もしくはいずれか一つの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること
2. 各教科等の内容にも一部該当する学習活動を行う場合は、当該内容について各教科等の教育課程において適切に扱うこととした上で、児童生徒の興味・関心の高まり等を踏まえて学習を拡充・発展させたり、試行的な取組を行ったり、あるいは、個々の課題の大きい内容をフォローする取組を行ったり、学年区分を超えて縦割りで実施したりするなど、付加的な学習活動として行うこと
3. 児童生徒の実態を踏まえ、学校教育法に定める教育の目標の実現に特に資すること
4. 各学校の学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的な取組であること
5. 発達の段階に即して適切なものであること
6. 児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること

- その上で、教育課程の包摂性を高め、多様な児童生徒の主体的・対話的で深い学びを確かなものにするという今般の調整授業時数制度の創設趣旨に即した取組となるよう、これまでの先行研究開発学校等の取組を踏まえ、右記のとおり実施可能な取組の類型を示すことが適当である。

（学習枠の類型）

①個に応じた学習過程の充実に資する取組

（例）総合的な学習の時間等で設定した個人探究課題の深掘り、自ら選んだ教科等の学習課題に関して自己調整しながら学ぶ取組、個々の児童生徒のニーズや認知の特性に応じた個別指導や学習カウンセリング、下学年の未習得事項を効果的に学び直すプログラム等

②学習の素地を高める取組

（例）個人探究を伴う体験活動の充実、企業・団体等とも連携して児童生徒の視野を広げ学習意欲を高める取組、言語能力・情報活用能力の重点的な育成のための取組、認知機能強化に着目した取組、学習方略やメタ認知等に関する体系的指導等

③関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組

（例）いじめ防止や安全に関する教育、対人関係の基礎となるソーシャルスキルの育成などの対話的な学習の基礎となる人間関係形成の円滑化に資する学習等

※こうした取組を特に要する児童生徒を対象として行う場合も考えられ、その場合例えば、①や②の取組を実施する場合に、特に要する児童生徒については③を実施するといった実施方法も考えられる

④その他地域等の特色を生かした取組

（例）特別支援学級・学校との交流及び共同学習、地域の多様な大人と探究的に関わる活動、現代的な諸課題に対応した教育活動を更に深掘り・充実させる学習活動等

- 特に個人探究や地域の特色を生かした取組を実施する際には、総合的な学習の時間との役割分担に特に配意し、取組内容が重複せず、両者の連携が適切に図られるように、相乗効果を企図すべきである。

⑤裁量的な時間の類型と要件（研究・研修等枠）

- 裁量的な時間（研究・研修等枠）については、適切な運用を確保するため、以下の内容を要件として設定することが適当である。

（研究・研修等枠の要件）

1. 当該学校のエ育課程の編成・実施に係る教師の資質・能力の向上や、学校の組織的な対応力の向上を通じて、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に直結する取組であること
2. 各学校の学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的・計画的な取組であること
3. 研究・研修等の趣旨・目的や内容が事前に計画されるとともに、管理職等により実施状況が適切に把握されるものであること

- その上で、今回の「研究・研修等枠」は、「児童生徒の学習に充てる時間の一部を、教育の質の向上に直結する学校の研究・研修等に充てる」性質があり、それに相応しい質が確保された取組とする必要がある。そのため、要件の2.3.も踏まえ、管理職等が研究・研修等の内容を適切に把握し、組織的・計画的に実施することが不可欠であり、以下の運用とすべきである。

- 教育課程に係る時間を一部活用して行う組織的な研究・研修等の取組であることから、各学校・学年で同一の時間帯に実施することを基本とする。
- その上で、教師自身の課題解決や学年・教科・分掌等の役割を一層重視し、研究・研修等の内容を適切に把握し、勤務時間管理が適切に行える場合には、同一の時間帯で教師ごとに異なる取組を行ったり、学年・教科・分掌等ごとに時間帯を分けて実施したりするなどの取組も可能とする。

- さらに、調整授業時数制度の創設趣旨を踏まえた取組となるよう、これまでの先行研究開発学校等の取組を踏まえ、右記のとおり実施可能な取組の類型を示すことが適当である。

（研究・研修等枠の類型）

①質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究

（例）学校の研究課題に即して行う研究授業・研究協議や、教科・学年等で計画的に行う教材研究等

②教師の資質・能力の向上を図るための学校が企画する研修

（例）学校・学年等の課題に応じて企画する定期的な研修、教育委員会主催研修等

※裁量的な時間は、当該学校のエ育課程に係る教育の質の向上を図るためのものであり、学校として組織的に実施する研究・研修（学年・教科単位なども含む）以外の研究・研修活動は対象外

※教育委員会主催研修等を実施する際には、十分な時間的余裕をもって調整するなど各学校が研究・研修等枠を自主的・自律的に実施することを妨げる運用とならないよう留意すべき。

③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議

（例）教科担任制やチーム学年制などと組み合わせた子供の情報の共有

※単なる打合せや突発的な児童生徒指導事案に関する会議、事務的な情報共有の時間とならないよう、学習や指導の改善と密接に連携させることを前提とする方向性で検討

④地域や企業・団体、他校種等との連携体制の確保

（例）企業・団体等と連携した探究学習の実施に向けた研究会、地域の方々と連携したカリキュラム開発に向けた協議、幼小・小中の接続など他校種との円滑な連携のための研究・協議等

※各学校が実現を目指す特色ある教育活動を具現化し、質を向上させるのに必要な取組を対象とする方向性で検討

- なお、各学校においては、まず不断の業務改善や日課の見直し等を通じて、勤務時間内に必要な研究・研修等の時間を確保できるよう取組を進めることが前提となる点に留意が必要である。

⑥既存教科等への上乗せ、教科新設の要件や時数の考え方

- 論点整理において、調整授業時数については、「裁量的な時間」のほか、既存教科等への上乗せや、各学校が独自に設定する新教科の創設に充てることを可能にする方向性が示されている。
- 「教科新設」については、各学校が学習指導要領に定める教科等に該当しない取組を実施する点で「裁量的な時間」と同様であるが、以下の観点^④を踏まえ、「裁量的な時間」とは区別した上で上限等を設定すべきである。
 - 教育課程特例校制度等の下で設定されている学校独自の教科等の中には、国立大学の附属学校などの先進的な取組に加え、教育委員会が主導的な役割を果たしつつ目標・内容・学習評価の在り方が体系的に整備され、学校や地域の特色を踏まえた資質・能力の育成を担保する設計がなされているものが見られる。
 - こうした取組について、仮に「裁量的な時間」と区別せず、その上限の範囲内で取り組むこととした場合、現行の特例制度よりも実施可能な幅が狭まる他、例えば、教育委員会の主導で行う新教科等の実施により上限まで時数が活用されてしまい、各学校の創意工夫による「裁量的な時間」に取り組みにくくなることも懸念される。
- 「教科新設」について、「裁量的な時間」と区別して別途上限を設けるに当たっては、教科として相応しい児童生徒の資質・能力の育成を担保する相応の措置が図られている必要があり、裁量的な時間（学習枠）の要件（④参照）に加え、以下の要件を課することとすべきである。

（教科新設の追加要件）

1. 新設教科の目標と、新設教科において育成する資質・能力、指導と評価の計画が体系的・系統的に整理されていること
 2. 単年度の実践に終わらず、教育課程の評価・改善を行いつつ複数年度にわたって継続的に実施する取組であること
 3. 新設教科の学習状況が指導要録（各教科の学習の記録欄等）に記録されるものであること
 4. 学校の設置者において、1～3の要件を満たすかや、教育課程や主たる教材等が設置者の定める基本的な学校運営の方針に沿ったものであるかを確認していること
- 「教科新設」については、左に述べたような資質・能力の育成を担保する相応の措置を求めることとしているほか、「既存教科等への上乗せ」に関しては学習指導要領に定める各教科等への充当であり、いずれも、資質・能力の育成の観点から一定の担保が図られる仕組みとなっている。
 - これらのことを踏まえ、「既存教科等への上乗せ」「教科新設」については、「裁量的な時間」とは異なり、調整授業時数のうち活用可能な時数の上限を設定しないこととすべきである。（すなわち、調整授業時数として生み出した時数のうち、「裁量的な時間」として活用する時数を除いた時数が上限となる）
 - なお、調整授業時数のすべてを特定の教科等に充てた場合に、当該教科等の時数が肥大化し、教育課程全体がバランスを欠くことにならないよう留意することが必要である。（その際、特定の教科等の教師の持ち授業時数を著しく増加させないようにするなど指導体制の在り方も留意する必要）

⑦制度導入後の教育課程特例校制度等の取り扱い

- 調整授業時数制度の導入に伴って、現行の特例制度である授業時数特例制度・教育課程特例制度を扱いをどのようにするかが論点となる。
- まず「授業時数特例制度」については、各教科等の内容を全て取り扱った上で、一定の範囲で時数の調整を認めるものであり、調整授業時数制度の範囲内であることから、同制度に統合させていくことが適当である。
- 次に「教育課程特例校制度」については、現在、該当する教科等の内容を全て取り扱い、総授業時数を確保すること等を要件とした上で、学校の設置者等からの申請に基づく審査を経た文部科学大臣の指定により、既存教科・新教科等への内容の組み替えや、各教科等の内容を外国語での指導（いわゆる「イメージ教育」）を認めている。
- 今回、調整授業時数制度により、各教科等の時数を標準を下回って実施可能とし、その分の調整授業時数を「裁量的な時間」に充てるといったことを各学校の判断により実施可能とすることを検討していることを踏まえれば、各教科等の内容を全て取り扱い総授業時数を確保した上で内容の組み替え等を行う現行の教育課程特例校制度の内容について、各学校の判断により実施できないこととするのはバランスを欠くと考えられる。
- 教育課程特例校制度については、現に毎年1900校を超える学校が取り組むなど、制度が定着してきていることから、4（3）に示す不適切な運用を防ぐ取組み等を同様に講じた上で、調整授業時数制度に統合し、各学校の判断により実施可能とすべきである。

⑧調整授業時数制度の上限の在り方

（裁量的な時間（研究・研修等枠の上限））

- 「研究・研修等枠」は、児童生徒の学習に充てる時間の一部を、教育の質の向上に直結する学校の研究・研修等に充てるものであることから、その時数の在り方に関しては、研究開発学校等で蓄積された知見やノウハウも踏まえ適切な運用や上限の在り方を慎重に検討することが必要。
- 一方、仮に年間を通じて計画的に研究・研修等の時間を確保できない上限を設定した場合、週時程等に計画的に組み込むことが難しくなり、結果として「時間があれば随時取り組む」といった断続的・場当たり的な実践となる恐れがあり、効果的な実践に繋がらない懸念がある。
- また、「統合的な理解・総合的な発揮」を活用した深い学びの実現に向けた単元構想や、多様な子供達を包摂する柔軟な教育課程編成を各学校で実現できるようにしていくためにも、全ての学校で学期中も含めて組織的な研究・研修等を継続的に実施できる仕組みを整えておくことが極めて重要である。このことは、「深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」を三位一体で実現するという論点整理の方向性を実現する上で不可欠である。
- 以上を踏まえ、制度創設に当たっては、まず、週1コマ（最大35コマ）（※）程度を研究・研修等枠の上限として設定し、週時程等に計画的に組み込みつつ取り組みを進められるようにした上で、施行状況を踏まえ必要に応じて見直しを図ることが適当である。
- また、週当たりコマ数の縮減との関係も重要である。企画特別部会でも議論したように、調整授業時数の効果的な活用や教科書の精選により、年度当初の計画段階で真に必要な授業時数を設定することが容易となり、40週での授業実施を前提にすれば、週28コマの週時程が一層実現しやすくなる。これに加えて、調整授業時数を活用して週1コマ程度の研究・研修等枠が確保できるようにすることで、週27コマの授業＋研究・研修1コマといった週時程が一般的となるような環境を作っていくことも重要である。

（※）実際には学校は約40週にわたり教育課程を実施しているが、これは標準が設定されない行事等の教育活動の実施や欠課・欠時等も含めた全体の週数であり、標準授業時数を設定する各教科等について週1コマの実施を念頭に40コマを設定した場合、週1コマの設定では週時程におさまらない可能性があることに留意

(裁量的な時間全体の上限)

- 裁量的な時間は、各教科等から生み出した時数を各教科等以外に充てるとい性質を有するとともに、今後全国の学校や教育委員会で効果的な取組や知見の蓄積が見込まれ、制度創設当初から過大な時数が充てられることは望ましくない一方、今般の裁量的な時間の創設趣旨を十全に果たせるようにすることを考えると、研究・研修等枠に最大35コマを確保した上で、学習枠でも教育プログラムを年間を通じて計画的に実施することができるよう一定の枠を確保する必要がある。

(※) 全国のサキドリ研究校の実態としても、研究・研修等枠と学習枠の双方に取り組む学校は全体の72%を超え、また、それらの学校の取り組み頻度についても、55%の学校が週1回以上、学習枠の取り組みを実施している。

- こうした点を踏まえると、研究・研修等枠を上限まで活用して取り組んでもなお、学習枠に計画的に取り組めるよう上限を設定すべきと考えられることから、制度創設に当たっては、裁量的な時間全体として週当たり2コマ(最大70コマ)程度を上限として設定し、施行状況を踏まえて必要に応じて見直しを図ることが適当である。

(生み出せる調整授業時数の上限)

- 今般の調整授業時数制度は、既に多くの活用実績のある授業時数特例校制度(対象となる教科等の10%まで下回る事が可能)と同様の仕組みに加え、裁量的な時間等の実施も可能とするものであることを踏まえ、生み出せる調整授業時数の上限、つまり標準授業時数を下回ることが可能な幅については、調整対象教科等の標準授業時数の10%以上で検討することが必要となる。

- 仮に、対象教科等それぞれの標準授業時数から下回って良い幅を10%～15%の幅で考えると、全ての対象教科等につき限度まで標準を下回った場合に生み出せる調整授業時数の総量は以下表のとおりとなる。

※小学校は45分、中学校は50分ベース。以下同じ。

	10%	11%	12%	13%	14%	15%
小学校5年	93コマ	99コマ	111コマ	118コマ	128コマ	138コマ
中学校2年	86コマ	92コマ	100コマ	111コマ	117コマ	128コマ

- 調整授業時数制度の創設趣旨を十全に果たせるようにすることを考えると、裁量的な時間に最大70コマを充てた上でもなお、教科等の上乗せや新教科の創設を年間を通じて計画的に実施することができるようにする必要がある。

(※) 全国のサキドリ研究校の実態としても、裁量的な時間と教科等の上乗せ又は新教科の創設の両方に取り組む学校は全体の59%にのぼっている。

- その上で、具体の調整幅を検討する上では、先行実践の状況を踏まえる必要がある。この点、先行研究開発学校68校における、標準を下回って教育課程を編成している調整授業時数の総量は、平均すると小学校で124コマ(14%相当)、中学校で126コマ(15%相当)となっている。

(※) 先行研究開発学校では、国が特段の上限を設定せず取組を進めており、各学校の必要性を最大限反映した調整授業時数の総量で取り組んでいると考えられる。

(※) これらの学校の殆どは、現行の学習指導要領の下でも、デジタル学習基盤の活用による効率化や教師の発話テンポをよくなる等の授業改善により、特段の問題を生じさせることなく、1コマ45分を40分に短縮するなどして調整授業時数を生み出し、教育の質の改善に繋げている。

- 小・中学校で調整幅が同一であることは、小中一貫教育を行う場合等も含め分かりやすく、小・中学校の連携を促進する側面もあることから、仮に調整幅を小学校・中学校共通で15%と仮定した場合、裁量的な時間に最大70コマを充てた上でもなお、小学校で最大68コマ程度、中学校で最大57コマを教科等の上乗せや新教科の創設に当てることが可能となり、年間を通じて週当たり1～2コマを計画的に実施することが可能となる。

- 以上を踏まえると、標準を下回ってよい上限については、最大限大きくとった場合で対象教科の15%程度(小：138コマ程度 中：128コマ程度、週4コマ程度※)を想定することとしつつ、今後も先行研究開発学校やサキドリ研究校の実践の蓄積を踏まえて教育課程企画特別部会で精査を続け、適切なタイミングで具体の数字を決定すべきである。

補足イメージ⑭参照

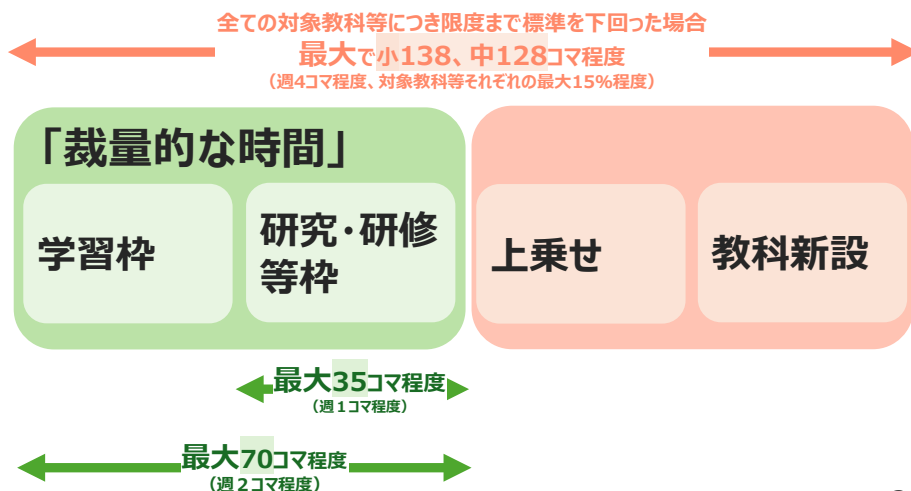
(※) 教育課程全体に占める割合は約13%程度となる

⑨更なる知見蓄積と施行時期等

- 調整授業時数制度は、多様な地域や子供達の実態に応じた柔軟な教育課程を編成でき、そのための研究・研修等の時間も確保できるようになるなど、メリットが大きく各教育委員会・学校等から、制度の早期活用を望む声も大きい。
- 調整授業時数制度は、今次改訂における学習内容・教科書の精選等も踏まえつつ、新たな各教科等の標準授業時数の下で実施されることを想定するものであるが、先行研究開発学校・サキドリ研究校で400校もの指定を既に行っており、現行の標準授業時数・教科書の下でも実践したいとのニーズが高まっている。この背景としてデジタル学習基盤の活用により、授業の効率化が容易になったことも重要である。
- また、これまでに検討してきたとおり、調整授業時数制度の適切な運用を担保する上では、徐々に効果的な取組や知見の蓄積を行っていくことが求められることから、全面実施（小学校：令和12年度～、中学校：令和13年度～を想定）を待たず、活用を望む学校が挑戦できるようにしていく必要がある。
- そうした観点からは、国として以下の方向で検討を行うべき。
 - 現在全国332校で取り組まれているサキドリ研究校について、今年度中に追加募集を行い、令和9年度においては大幅に実施校を増加させることで、各市町村レベルでのモデル創出・知見蓄積を加速する
 - 調整授業時数制度を実現するための関係法令等の改正に当たっては、令和12年度以降の全面実施を待たず、令和10年度からの先行実施期間においても、現行の標準授業時数を基礎としつつ調整授業時数制度を活用できる方向で検討する

- さらに、今次改訂においては、調整授業時数制度を活用した各学校が編成する教育課程の柔軟化（いわゆる「1階」）に加えて、校内外教育支援センターに通う不登校児童生徒や特異な才能のある児童生徒を対象とした特別な教育課程の編成を可能とする仕組み（いわゆる「2階」）の創設も検討している。これらの仕組みは全体として多様な児童生徒を包摂する柔軟な教育課程の編成を可能とする性質のものであるため、2階部分についても調整授業時数制度と一体的に令和10年度からの先行実施期間から取り組みを可能とする方向とすべきである。
- 以上の観点も踏まえ、施行の時期等の在り方については引き続き教育課程企画特別部会で検討を進めていくとともに、調整授業時数の上限や裁量的な時間の要件や類型、上限等の調整授業時数制度の在り方については、令和10年度以降の施行後も、運用実態や成果・課題を踏まえて、必要に応じて見直しを図ることとすべきである。

（調整授業時数制度の基本的な枠組み）



調整授業時数制度の仕組みの方向性（イメージ）

1

- 標準授業時数が35コマ以下の教科等は調整可能な教科等（標準を下回って時数を設定してよい教科等）の対象外
- 「総合的な学習の時間」も調整の対象
- 調整後の時数は35コマ以上とする

2

標準を下回って設定可能な時数幅の上限は、対象教科等の最大15%程度
（週4コマ程度、最大小138コマ、中128コマ）

調整後も
最低
35コマ確保

対象教科等の
最大15%

教科B

教科C

調整授業時数

調整授業時数

①既存教科等
に
上乗せ

調整授業時数

教科A

②教科の新設
※教科B・Cと異なる内容を扱う

新教科

（学校が必要に応じて設定）

③「裁量的な時間」に充当

（ア）児童生徒の
資質・能力の育成に
特に資する教育活動
（学習枠）

（イ）教師の
組織的な
研究・研修等
（研究・研修等枠）

最大35コマ程度
（週1コマ程度）

最大70コマ程度
（週2コマ程度）

生み出した調整授業時数の全体から、③「裁量的な時間」に活用する時間を除いた時数で実施可能

既存教科等への上乗せ

要件

なし

上限

調整授業時数の中で活用可能な時数の上限を設定せず、調整授業時数として生み出した時数のうち、「裁量的な時間」として活用する時数を除いた時数で実施可能

4

新設教科

要件

裁量的な時間（学習枠）の要件に加え、新設教科の目標、育成する資質・能力、学習評価の方法が体系的・系統的に整理されていること等の要件を設定

学習枠

要件

各教科等の内容に該当しない、もしくはいずれか一つの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること等の要件を設定

類型

- ①個に応じた学習過程の充実に資する取組
- ②学習の素地を高める取組
- ③関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組
- ④その他地域等の特色を生かした取組

上限

最大70コマ程度（週2コマ程度）

研究・研修等枠

要件

学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的・計画的な取組であること等の要件を設定

類型

- ①質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究
- ②教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修
- ③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議
- ④地域や企業・団体、他校種等との連携体制の確保

上限

「学習枠」の上限の内数として設定。
最大35コマ程度（週1コマ程度）

3

現行の教育課程特例校で認められる特例

教科D

教科E

既存教科の内容の組み替え
※教科DとEの内容を扱う

教科DE'

現在の授業時数特例校・教育課程特例校制度は調整授業時数制度に統合し、各学校の判断により実施可能とする

5

(2) その他の柔軟な教育課程編成を促す方策（義務教育）

① 単位授業時間の標準の示し方

- 各教科等の標準授業時数を定めた学校教育法施行規則別表第一の備考欄においては、表に示す授業時数の一単位時間について小学校45分、中学校50分と示しているが、実際に各学校が教育課程を編成・実施する際のそれぞれの授業の一単位時間については、学習指導要領総則において、年間授業時数を確保した上で各学校が適切に定めることとしている。
- このように、単位授業時間は各学校で柔軟に設定可能であるが、そのような認識は広がり欠けている一方、先行研究開発学校等においては、単位授業時間の柔軟な設定により時数を生み出す取組も積極的に進められている状況もある。現在、調整授業時数制度の創設も検討している中で、単位授業時間の設定が柔軟に実施可能であることを一層分かりやすく示していく必要がある。
- 学校教育法施行規則別表第一の備考欄の記載ぶりについて、現行「この表の授業時数の一単位時間は四十五分とする」とされているところ、同規則の備考欄において各学校で単位時間を適切に定める旨を明確にしつつ、学習指導要領総則で更に丁寧に趣旨を記載することが適当である。

② 年間最低授業週数の示し方

- 現行の総則では、「年間35週（小学校第1学年においては34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする」としている。
- しかしながら、令和6年度の調査によれば、実際の総授業日数は196日以上(40週以上)が小学校で約99%、中学校で約98%にのぼるなど、35週（約170-175日程度）を下回らないという基準が意義を発揮していない実態がある。
- 加えて、「年間35週以上」という表現が、「総授業時数を35週で割り、週に29コマの授業を行う必要がある」との認識に繋がっている実態もあり、「週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重とならないようにする」というそもそもの規定の趣旨に逆行しているとの指摘もある。
- より実態に即した規定としつつ、児童生徒の負担過重を避け、40週での授業時数の平準化（週28コマ化など）を促進する観点からも、年間の授業週数について、年間40週を標準として、週当たりの授業時数が児童生徒の過重負担とならないよう配慮して計画する旨の示し方とすべきである。

(3) 国・都道府県・市町村、各学校による質確保のための仕組み

- 調整授業時数制度は、多様性の包摂に資するため、児童生徒の実態を最も把握している学校現場の創意工夫を活かすことを重視するものであるが、各教科等の時数を標準を下回って生み出した時数を教科等ではない「裁量的な時間」にも充てるといった特例的な性質があり、責任ある裁量の行使を求めていく必要がある。
- このため国や都道府県・市町村教育委員会が積極的な役割を果たし、各学校の挑戦や試行錯誤を応援するとともに、単なる受験対策への傾倒や、教育の質の向上と無関係な取組等を防ぎ、仮にそうした不適切な取組が生じた場合でも、速やかな改善を図り、質を確保する仕組みを設けることが求められる。
- こうした観点から、各学校の調整授業時数制度の活用状況について透明性を高め、取組を常に改善していくことができるよう、国・都道府県・市町村・各学校それぞれが以下のような役割を果たすべきである。

補足イメージ⑮参照

【国・都道府県・市町村・各学校それぞれが果たす役割】

(1. 文部科学省)

- 先行研究開発学校やサキドリ研究校を通じて、調整授業時数制度の導入に向けて参照可能な実践事例を幅広く創出し、各教育委員会等に情報提供
- 制度実施後は「教育課程編成・実施状況調査」により制度の活用状況等や実践事例を定期的に把握・公表するとともに、必要な制度の改善等を行う
- 各都道府県・指定都市の指導主事等に向けた研究会・協議会を定期的に開催する中で、好事例・不適切と考えられる事例等について周知を行う
- 上記の状況把握の中で、不適切な運用実態を把握した場合には、都道府県・指定都市教育委員会や私立学校担当部局等に対し、地教行法等に基づく指導や助言を行い、速やかな改善を図る

(2. 都道府県教育委員会（私立学校担当の首長部局を含む）)

- 先行研究開発学校やサキドリ研究校の成果、「教育課程編成・実施状況調査」の調査結果や、教育事務所等を通じた各市町村の取組状況に関する実態把握を通じて、調整授業時数制度の活用状況について広域自治体として状況を把握しつつ、質の高い実践が可能となるよう市町村教育委員会に対して積極的な知見の共有・情報提供を行う
- 国が開催する研究会・協議会等を踏まえ、市町村教育委員会の指導主事研修等を実施し、市町村の指導主事の調整授業時数制度に関する実務能力の向上を図る
- 私立学校担当部局を通じ、公立学校と同様の情報を域内の私立学校にも展開しつつ、4.に基づいて域内の私立学校が公表する教育課程編成の状況を収集・共有するとともに、調整授業時数制度を活用する私立学校には公立学校担当向け研修への参加を積極的に促すなど、域内の私立学校における実践の質の向上に取り組む
- 上記の状況把握の中で、不適切な運用があることを把握した場合には、都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対し地教行法等に基づく指導や助言を行い、私立学校担当部局は当該私立学校に対し助言等を行うなどにより、速やかな改善を図る

(3. 市町村教育委員会（指定都市教育委員会を含む）)

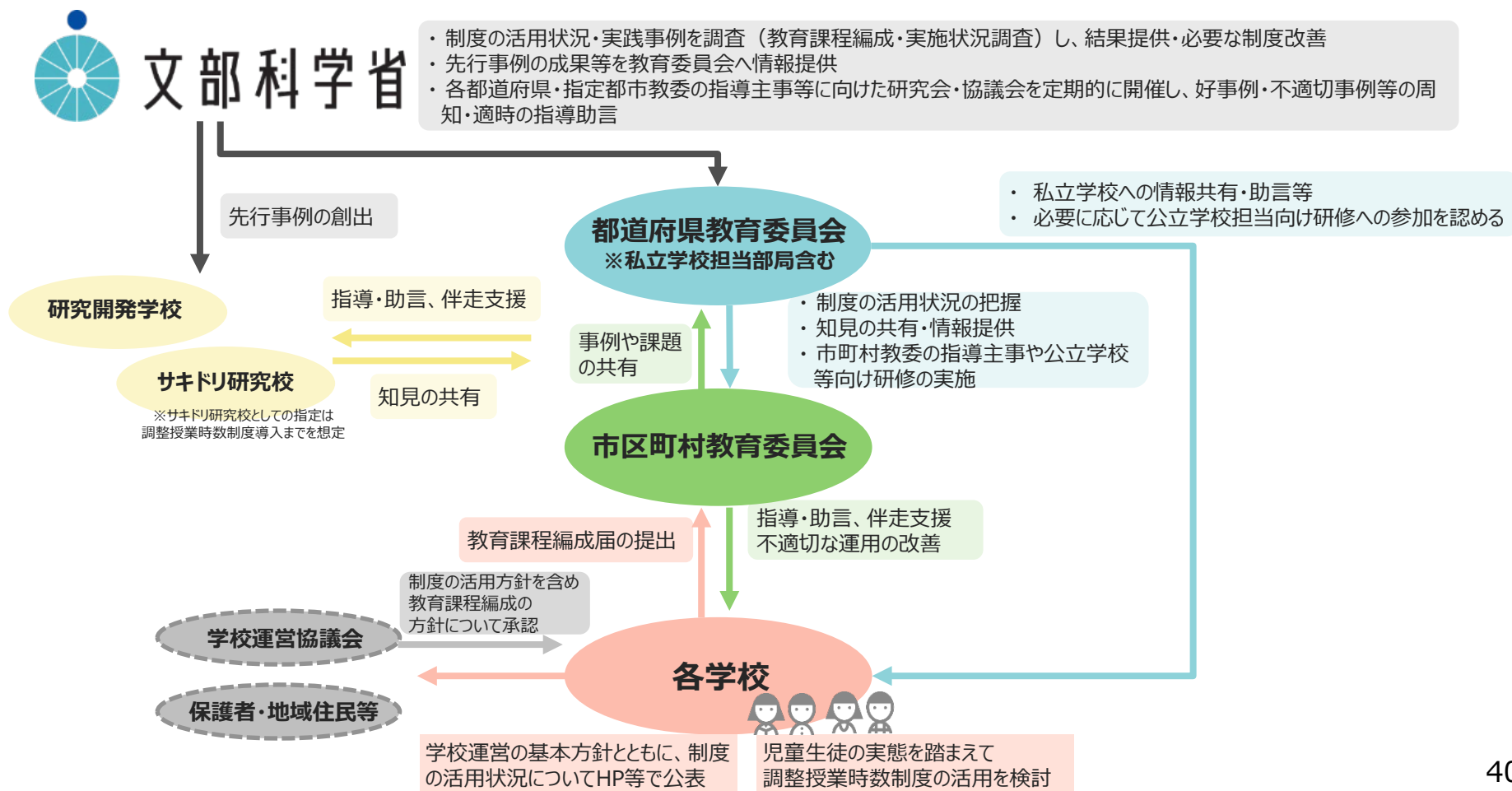
- 各学校に提出を求めている教育課程編成届において、調整授業時数制度等の活用の趣旨とその内容、要件適合性について記載を求める
- 日々の指導・助言や計画訪問等を通じて、各学校の調整授業時数の活用について、他自治体での取組等も参考にしつつ、必要に応じて指導・助言を行うとともに、不適切な運用があった場合には速やかに是正を図る

(4. 各学校)

- 調整授業時数制度を活用した教育課程編成の状況等について、学校運営の基本方針等とともにHPへ公表する
- 学校運営協議会を設置している場合は、教育課程編成の基本的な方針について承認を受ける際、調整授業時数制度等の活用方針についても承認を受ける運用とする（学校運営協議会の承認を受けることとする内容の例示の在り方等についても今後検討）

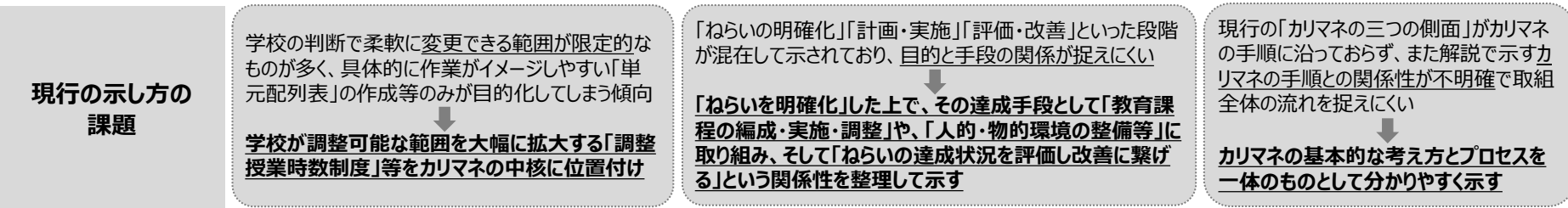
調整授業時数制度等に係る質確保のための仕組みの全体像

- 調整授業時数制度については、児童生徒の多様性の包摂に資するため、児童生徒の実態を最も把握している学校現場の創意工夫を活かすことを重視するものであるが、各教科等の時数を標準を下回って実施可能とし、その分の調整授業時数を教科等ではない「裁量的な時間」にも充てることを可能とするという性質に鑑み、適切に資質・能力の育成に資する取り組みとなるようにすることが必要。
- このため、各学校の挑戦や試行錯誤を応援しながらも、国や都道府県・市町村教育委員会が積極的な役割を果たし、効果的な取組となるよう支援するとともに、単なる受験対策への傾倒や、教育の質の向上と関連のない教師の活動の実施など、適切ではない取組の実施を防ぎ、仮にそうした取組があった場合には、改善を図ることができるよう担保する仕組みを設けることが必要。



「3ステップ」によるカリキュラム・マネジメントの再整理（「カリマネの3ステップ」）

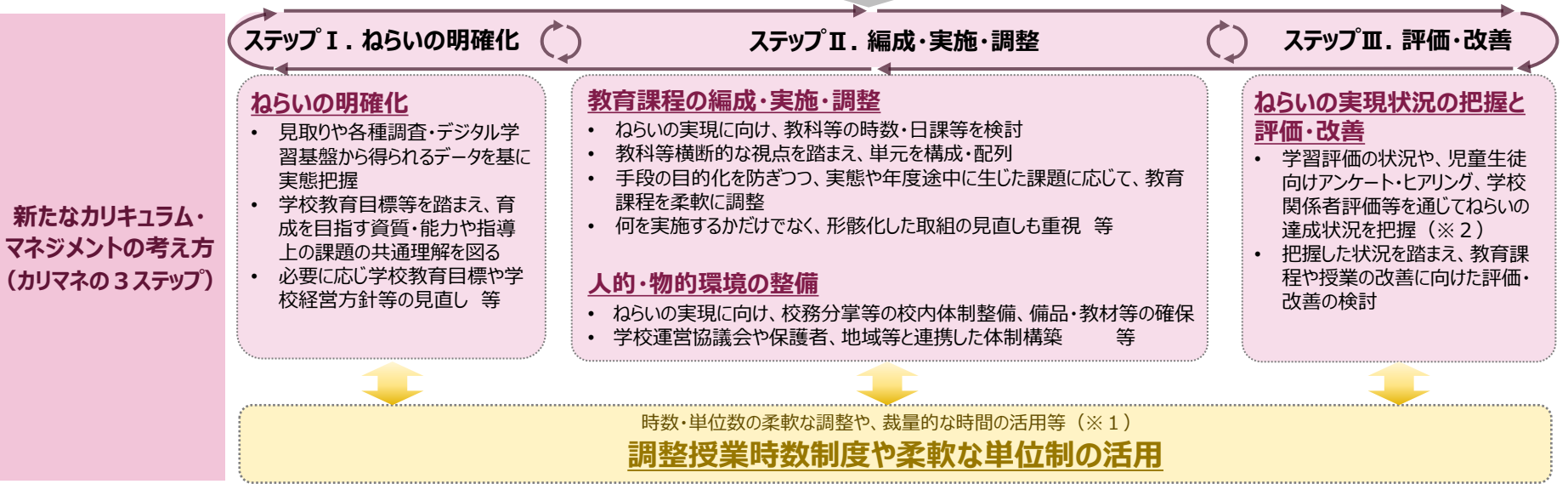
手段の目的化を防ぎ、基本的な考え方とプロセスを一体的にわかりやすく示すため、「**ねらいの明確化—編成・実施・調整—評価・改善**」の「**3ステップ**」の循環として再整理
その中核的な方策として、調整授業時数制度や単位制の柔軟化を位置付け、カリマネの意義・目的・手段を具体的にイメージしやすく明確化



- 現行学習指導要領における「カリマネの三つの側面」（総則）
- ①児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

③教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

時数・単位数の柔軟な調整や、裁量的な時間の活用等（※1）
調整授業時数制度や柔軟な単位制の活用

（※1）各ステップで裁量的な時間（研究・研修等枠）を適宜活用

（※2）カリマネのためだけの把握手続を設けることは必須ではなく、適宜学校運営上のその他の調査等と併せて実施

★上記のフローは順序性を固定的に定めたものではなく、必要に応じ、柔軟かつ往還をしつつ進めることが重要

先行的に教育課程の柔軟化に取り組む学校の指定状況（研究開発学校、教育課程柔軟化サキドリ研究校）



「調整授業時数制度」導入後の円滑な制度実施に向けて、全国の学校や教育委員会での知見の蓄積が喫緊の課題。
研究開発学校において先行的に教育課程の柔軟化に取り組むとともに、令和８年度より「調整授業時数制度」（既存の各教科等への上乗せ、教科の新設、裁量的な時間（学習枠、研究・研修等枠））を先取りして試行する学校を「**サキドリ研究校**」として指定。

国として、情報交換会やフォーラムの開催などを通じて、こうした学校の取組を支援するとともに、知見の蓄積及び横展開に取り組む。

指定校数（令和８年４月現在） **合計：４００校**

研究開発学校

- ・管理機関（設置者等）：**９** 都道府県
- ・学校数：**68** 校
 （小：52 中：16）

サキドリ研究校

国公立	公立	国立	合計	学校種	小学校等	中学校等	義務教育学校
学校数	319	13	332	学校数	204	118	10

※指定期間
 令和８年４月 ～ 令和１０年３月

*小学校等には、義務教育学校の前期課程のみ指定を希望する学校を含む
 *中学校等には、中等教育学校（前期課程）
 義務教育学校の後期課程のみ指定を希望する学校を含む
 *義務教育学校は、前期課程と後期課程の両方の指定を希望する学校

都道府県別

区分	研究開発学校		サキドリ研究校			合計
	小	中	小	中	義務	
北海道		1	2	1		4
青森県			1			1
岩手県			2	1		3
宮城県			3	1		4
秋田県				1		1
山形県				1		1
福島県			3	1		4
茨城県			4	1	1	6
栃木県			1	1		2
群馬県			3	2		5
埼玉県	3	1	3	1		8
千葉県			5	5		10
東京都	23	4	10	2		39
神奈川県			8	7		15
新潟県			1	1		2
富山県			9			9
石川県					1	1
福井県				1		1
山梨県			1			1
長野県			4	5		9
岐阜県			1	2		3
静岡県			3	1		4
愛知県			1		1	2

区分	研究開発学校		サキドリ研究校			合計
	小	中	小	中	義務	
三重県			3	3		6
滋賀県	4		4			8
京都府			4	4		8
大阪府			3	1		4
兵庫県			2	2		4
奈良県			3	2	2	7
和歌山県			3	3		6
鳥取県				1	1	2
島根県			2	1		3
岡山県			2	1		3
広島県			3	1		4
山口県			1	2		3
徳島県			1	1		2
香川県			3	1		4
愛媛県			3	4		7
高知県			4	3		7
福岡県	8	2	10	3		23
佐賀県			3	1	1	5
長崎県			3	2		5
熊本県			7	1		8
大分県	1		4	1		6
宮崎県			2	2		4
鹿児島県			3	2	1	6
沖縄県			2			2

指定都市別

区分	研究開発学校		サキドリ研究校			合計
	小	中	小	中	義務	
札幌市			4	1		5
仙台市			1	3		4
さいたま市			4	2		6
千葉市			2	1		3
横浜市	1		3	2	1	7
川崎市			6	3		9
相模原市			2	1		3
新潟市			4	1		5
静岡市			2			2
浜松市			3			3
名古屋市	11	8				19
京都市	1		5	4	1	11
大阪市			2	3		5
堺市			2	2		4
神戸市			4	3		7
岡山市			3	2		5
広島市			3	1		4
北九州市			3	1		4
福岡市			3	3		6
熊本市			2	1		3

国立大学別

区分	研究開発学校		サキドリ研究校			合計
	小	中	小	中	義務	
北海道教育大学			1			1
山形大学			1			1
福島大学				1		1
埼玉大学			1			1
東京学芸大学			1			1
横浜国立大学			1			1
富山大学			1	1		2
金沢大学				1		1
京都教育大学				1		1
大阪教育大学				2		2
熊本大学				1		1
合計	52	16	204	118	10	400

都道府県・指定都市あたり
平均 サキドリ研究校数：4.8校

各教科等の観点を踏まえた「裁量的な時間」の活用例（各教科等WGにおける検討より抜粋）

国語

■ 学習枠

- 総合的な学習の時間の探究学習において、調べたことや自分の考え等を話したり聞いたり、書いたり読んだりする場面で、国語科で学習したことを生かして実践的に取り組む等、合科的・関連的な指導（例：地域の方言について、文献による調査や地域の方々へのインタビュー等を通じた探究により、そのよさや意義について理解を深める学習）
- 国語への興味・関心をより高めたり、基礎学力を保障したり、自己調整のスキルを高めたりする観点から、学習でよく用いる語句に関する理解を深めるための学習プログラム、辞書を用いた語彙指導プログラム、認知心理学の知見に基づき読解力を向上させるプログラム、学校全体で取り組む読書活動の推進の一環として行う書評合戦（ビブリオバトル）や読書会等、表現力やコミュニケーション力を高めるためのプログラム（演劇、伝統芸能、文芸創作に関する活動、show & tell等）

■ 研究・研修等枠

- 国語科の単元構想づくりや実践的な授業・教材研究、学校種をまたいだ国語教育の研究・協議

理科

■ 学習枠

- 総合的な学習の時間等で設定した理科に関する個人探究課題の深堀り、理科の授業の内容をより発展させた実験・観察等の体験プログラム

■ 研究・研修等枠

- 理科の単元構想づくりに向けた校内での研究・協議、小学校で理科の専科指導を実施した場合の学習状況の共有・協議、学校種をまたいだ理科教育の研究・協議、外部講師を招いての研修、その他研究授業・教材研究等

算数・数学

■ 学習枠

- 下学年の未習得事項を効果的に学び直すプログラム、学習方略やメタ認知等に関する体系的指導、総合的な学習の時間等で設定した算数・数学に関する個人探究課題の深堀り、個々の児童生徒のニーズや認知の特性に応じた個別指導や学習カウンセリング

■ 研究・研修等枠

- 算数科・数学科の単元構想づくりの研究・協議や対話的な研究授業・研究協議・教材研究、小学校で算数科の専科指導を実施した場合の学習状況の共有・協議、学校種をまたいだ算数・数学教育の研究・協議

体育・保健体育

■ 学習枠

- 運動やスポーツの多様な楽しみ方や多様性の包摂の観点を踏まえた学習を一層深められる取組
- 外部の専門家や機関等と連携し、運動やスポーツ、健康・安全について専門的知見等を踏まえて一層多角的に理解を深める取組
- 実社会等との接続を意識しつつ、体育・保健の学習をより探究的に深め交流し合う取組
- 地域の特色や地域の人材等を活かした取組
- 体育と保健のより密接な関連をもたせた取組

情報・技術

■ 学習枠

- 数理・データサイエンス・AI教育を見据えた学習内容を展開するため、数学から「データ」に関わる内容を上乗せ
- 総合的な学習の時間や情報・技術科で創り出した価値を、個々の興味・関心の高まりを踏まえて、探究課題として深堀する「情報活用能力を重点的に育成する時間」を創出

教育課程柔軟化サキドリ研究校事業に係る国としての取組について

「調整授業時数制度」導入後の円滑な制度実施に向けて、令和8年度より「調整授業時数制度」を先取りして試行する学校を「サキドリ研究校」として、332校指定。先行的に教育課程の柔軟化に取り組む68校の研究開発学校と合わせて全国400校で実践。

国として、サキドリ研究校等の取組を支援するとともに、知見の蓄積及び横展開に取り組む。

サポートマガジン『サキドリ』（文部科学省 授業づくりnote）

サキドリ研究校や先行的に教育課程の柔軟化に取り組む研究開発学校、教育委員会の取組を支援し、全国の学校関係者の参考となるよう、サポートマガジン『サキドリ』において、事例紹介を開始。

事例記事

サキドリ研究校の先生方にインタビューを実施し、学校として目指す子供の姿の実現に向けた調整授業時数制度の活用プロセスや、その過程における悩みごとの解決に向けた取組、現時点の手応え等について紹介。

第1回

北海道知内町立知内小学校

【事例①】調整授業時数制度は学校として
目指す子供の姿を実現する"手段"として活用



第2回

神奈川県三浦市立三崎中学校

【事例②】中学校（教科担任制）における
調整授業時数制度の活用と工夫



第3回

鹿児島県出水市立鶴荘学園

【事例③】地域に根ざし、義務教育学校の強みを生かした
教育で多様な子供たちを包摂



文部科学省からの情報提供

サキドリ研究校一覧の公表

各教育委員会・学校で参考にしやすいよう、調整授業時数の活用方法の類型とあわせて、地域別に公表



情報交換会の実施

柔軟な教育課程の編成に取り組む学校の先生方や各教育委員会の指導主事などが、それぞれの立場から現状の取組や進め方の工夫、今後の展望、課題等を共有



サポートマガジン『サキドリ』

第1号

次期学習指導要領において検討中の「調整授業時数制度」の適用に向けた柔軟な教育課程編成のサキドリ事例をご紹介します。

フォローする

上記リンクよりフォローすれば
最新記事をすぐに確認できます



<https://mext-curriculum-gov.note.jp/m/mf1416ca0365d>

来年度に向けた予定

令和10年度からの先行実施期間において、調整授業時数制度の実施を可能とする方向で検討していることも踏まえ、令和9年度は、追加募集を実施し、各市町村レベルでのモデル創出・知見蓄積が可能となるよう指定校を大幅に増加させる予定。

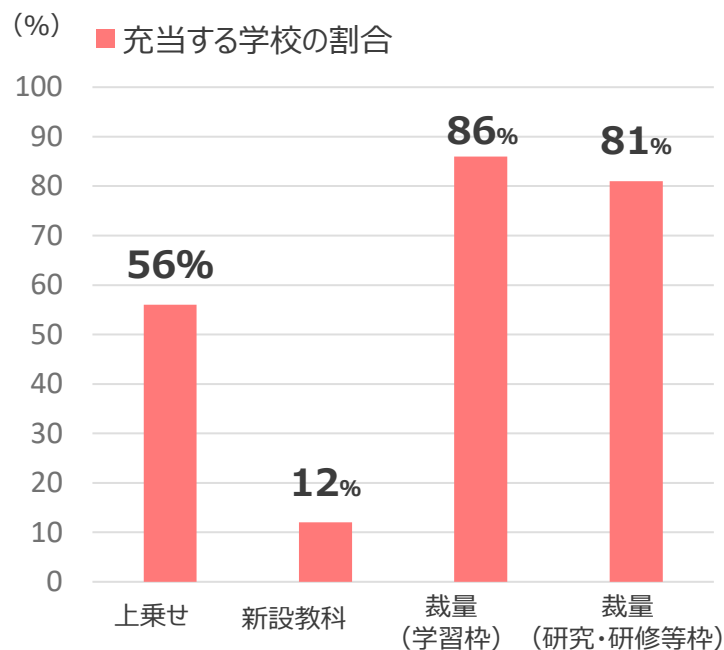
【7月22日総則・評価特別部会 取りまとめ（案） 抜粋】

- ・サキドリ研究校について、今年度中に追加募集を行い、令和9年度においては大幅に実施校を増加させることで、各市町村レベルでのモデル創出・知見蓄積を加速する
- ・令和12年度以降の全面実施を待たず、令和10年度からの先行実施期間においても、現行の標準授業時数を基礎としつつ調整授業時数制度を活用できる方向で検討する

■ サキドリ研究校における取組の内訳

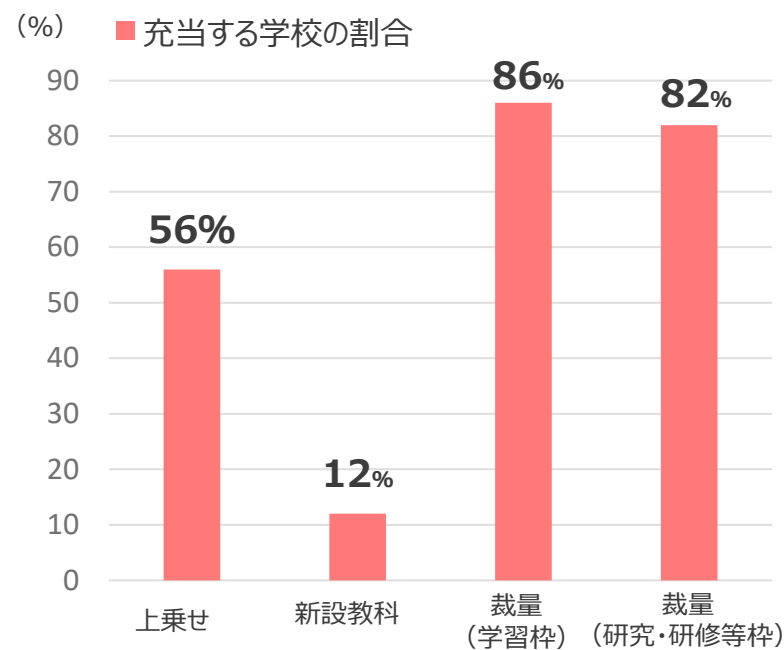
小中学校ともに 8 ～ 9 割の学校が、調整授業時数を裁量的な時間に充当。

小学校等



単位時間の短縮（45分→40分）を行う小学校等の割合
47%（100校/214校）

中学校等



単位時間の短縮（50分→45分）を行う中学校等の割合
52%（67校/128校）

※指定時点の指定申請書に基づく数値

サキドリ研究校における取組例

教科の新設

(奈良県広陵町立広陵中学校)
「広陵探究」を新設し、社会科で学ぶ地域の学習をベースに、さまざまな資料や情報を収集・比較して、広陵町の課題を考え、よりよい広陵町をつくるにはどうしたらよいかを生徒が主体的に探究する。

(福島県いわき市立勿来第一小学校)
「しあわせ探究科」を新設し、震災復興の中で育成の必要性が明確になりながらも、道徳科の枠組みでは十分に扱いきれなかった8つの資質・能力（主体的行動力、レジリエンス、ボランティア精神等）を明確に位置付けて、地域課題と結び付けた独自教科として展開する。

裁量的な時間（学習枠）

①個に応じた学習過程の充実に資する取組

(例) 個別最適な学びを実現するための自己課題の発見および解決を行う。(岩手県遠野市立遠野東中学校)

②学習の素地を高める取組

(例) すべての学年に1コマ30分の「たまいちタイム」を設定し、ESD等の個人の探究やそれをねらいとした体験活動等を行う。(東京都多摩市立多摩第一小学校)

③関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組

(例) 互いの思いや個性を認め合い、多様な他者と人間関係を形成するため、話すこと・聞くことなどの伝え合う力を育成し、協働してよりよい学校生活を送っていかうとする態度を育む。(兵庫県宍粟市立河東小学校)

④その他地域等の特色を生かした取組

(例) 創立100周年を2年後に控え、学校の歴史調べ、地域の伝統文化の体験学習等を行う。(川崎市立幸町小学校)

裁量的な時間（研究・研修等枠）

①質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究

(例) ICTを効果的に活用した事例研修を行い、45分授業においても従来の50分授業と同等の学習効果を生み出すための工夫を共有・実践する。(長崎県諫早市立真城中学校)

②教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修

(例) 子どもの「問い」から始まる、子ども自ら主体的に学ぶ授業研究を行う。講師や経験豊富な先達教員から指導を受け、ともに学び、新たな指導法、授業づくりを研究する。(徳島県阿南市立吉井小学校)

③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議

(例) 学校全体はもとより、低学年部、中学年部、高学年部の各ユニットの時間として、チーム担任制、教科担任制の運用、児童理解と支援についてチームとしての共有・協議を行う。(京都市立桂小学校)

④学校と地域との連携体制の確保

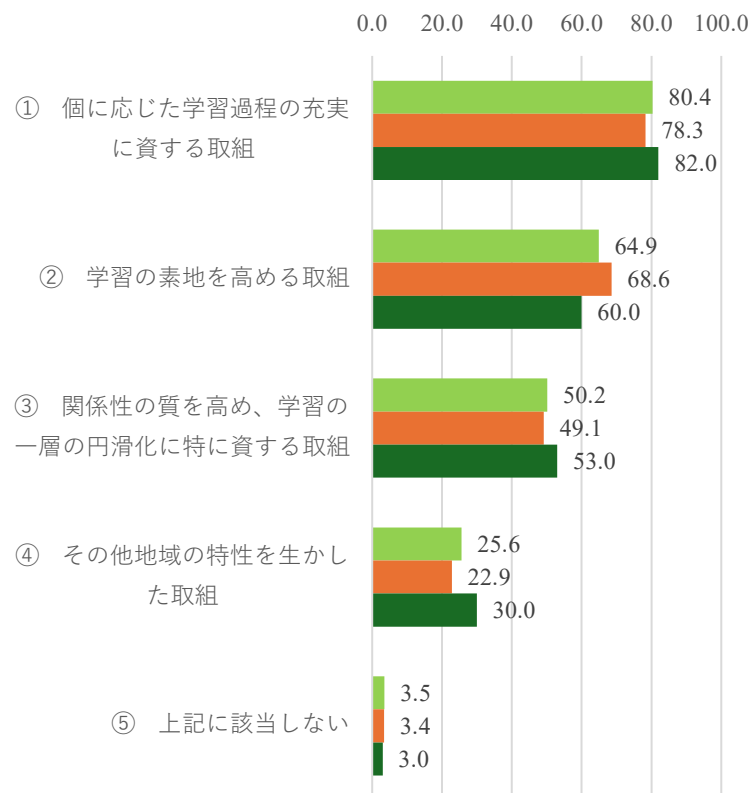
(例) 総合的な学習の時間において、地域の企業・大学等と連携し、こども視点で「未来にあつたらしいな」と思うモビリティやくらしを構想・創造する活動に取り組むことから、教職員研修として、社会の多様な専門性を取り入れた研修の充実に図る。(広島市立畑賀小学校)

サキドリ研究校を対象としたアンケート結果より

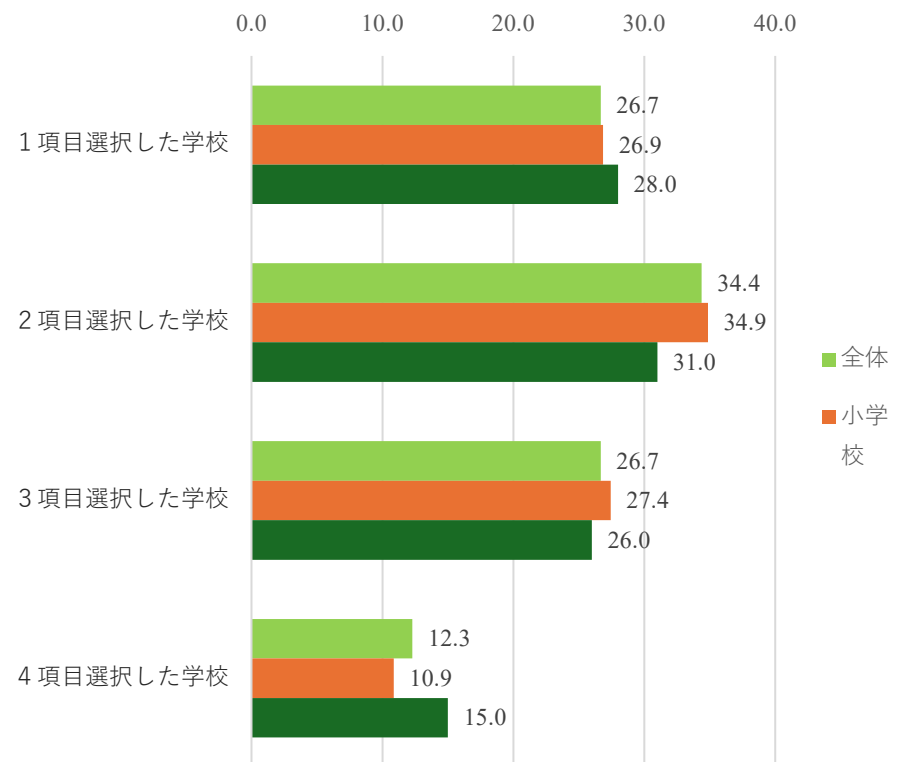
特定の取組に重点を置く学校の他、
複数の取組を組み合わせる学校も一定存在
➡子供たちの実態、学校の課題を踏まえて

【学習枠】

学習枠の内容

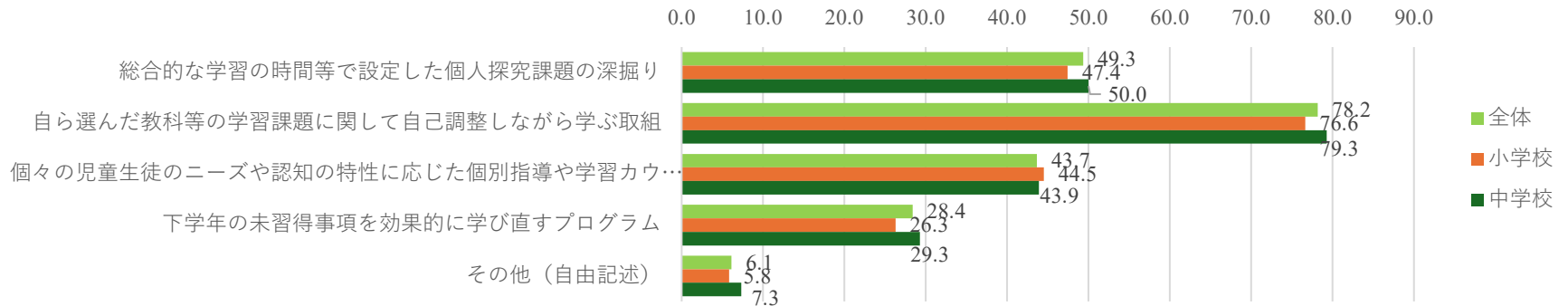


複数の取組の実施状況（学習枠）



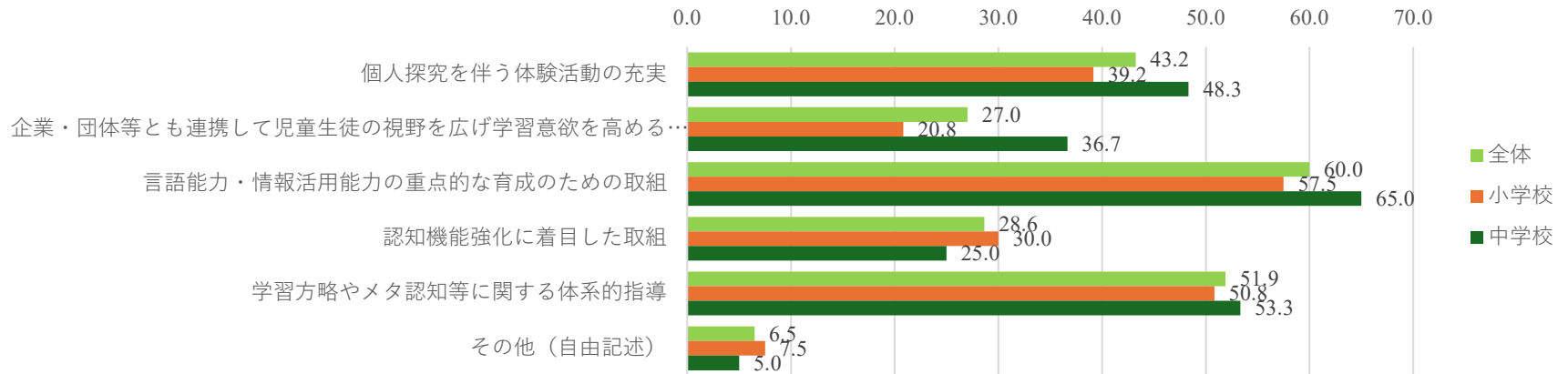
【学習枠】「①個に応じた学習過程の充実に資する取組」の内訳

(%)



【学習枠】「②学習の素地を高める取組」の内訳

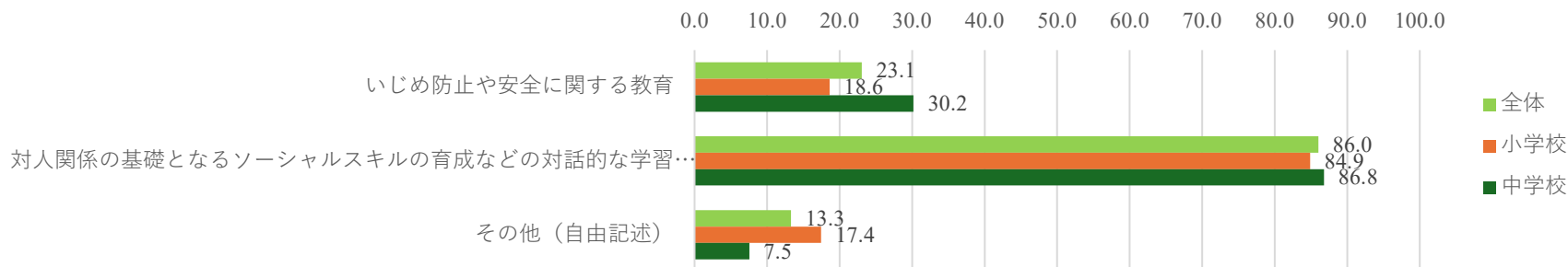
(%)



※「全体」には義務教育学校を含む

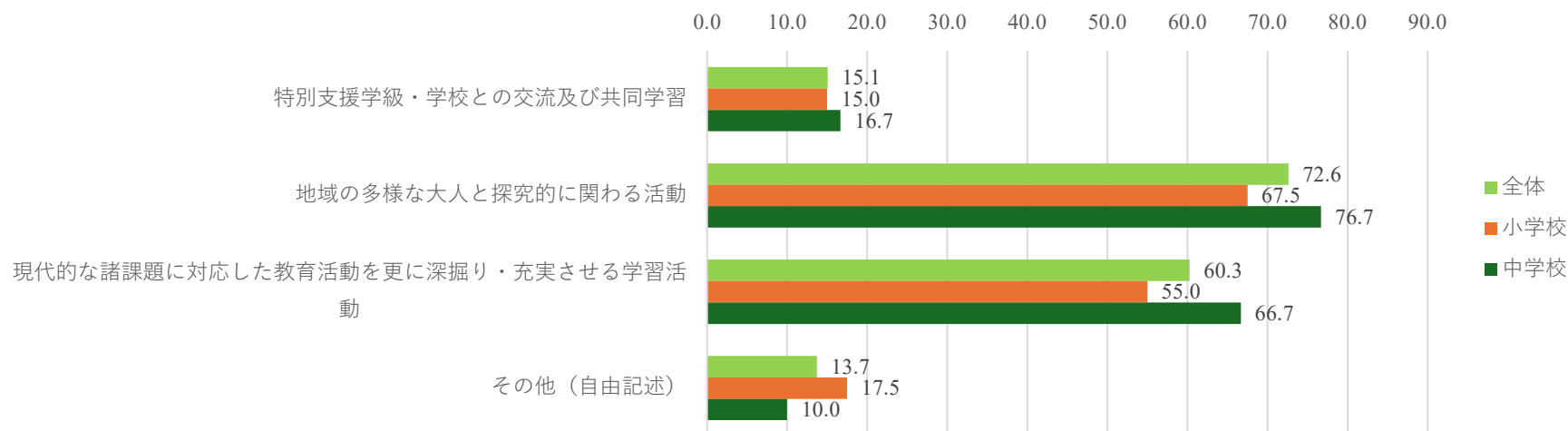
【学習枠】「③関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組」の内訳

(%)



【学習枠】「④その他地域等の特色を生かした取組」の内訳

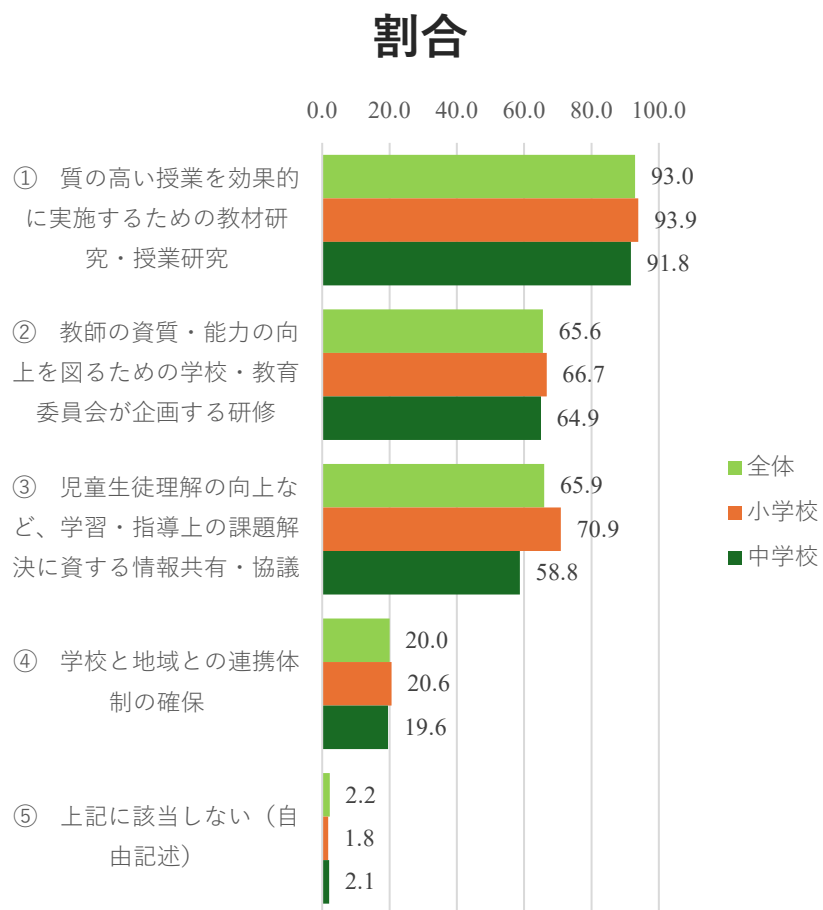
(%)



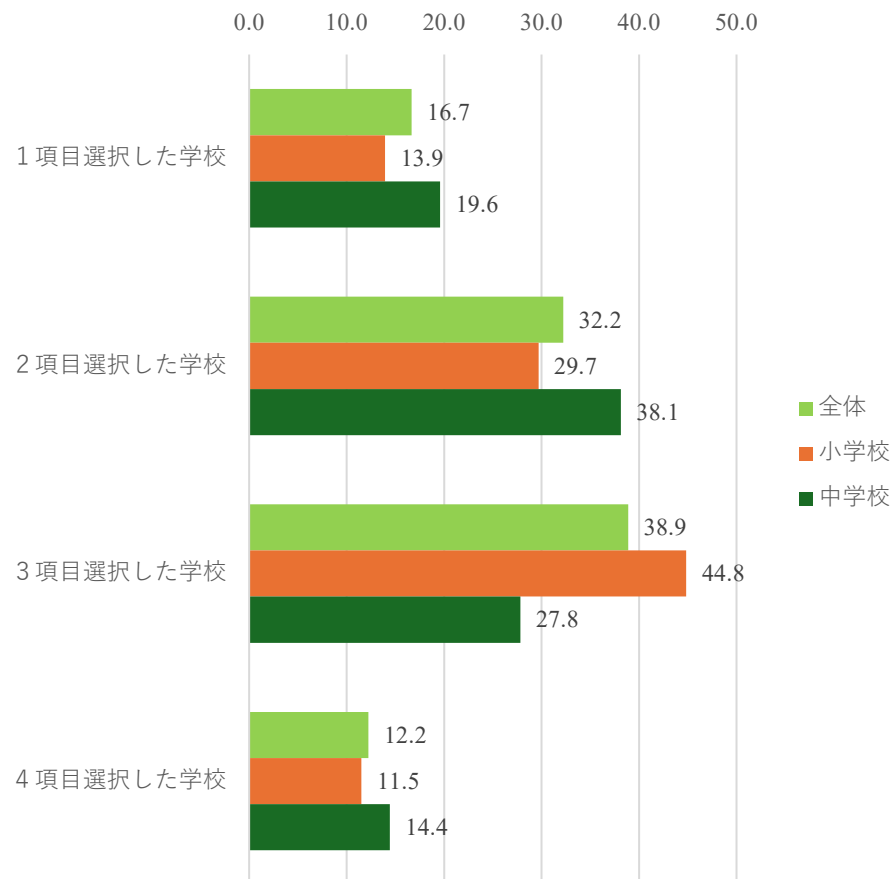
※「全体」には義務教育学校を含む

【研究・研修等枠】

研究・研修等枠の分類別実施割合

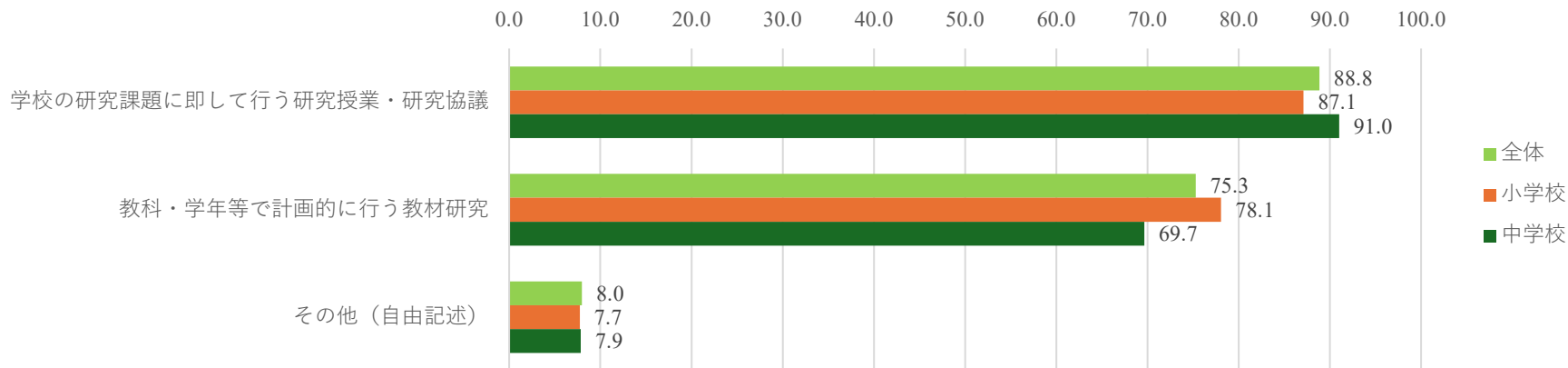


(%) 複数の取組の実施状況(研究・研修等枠) (%)

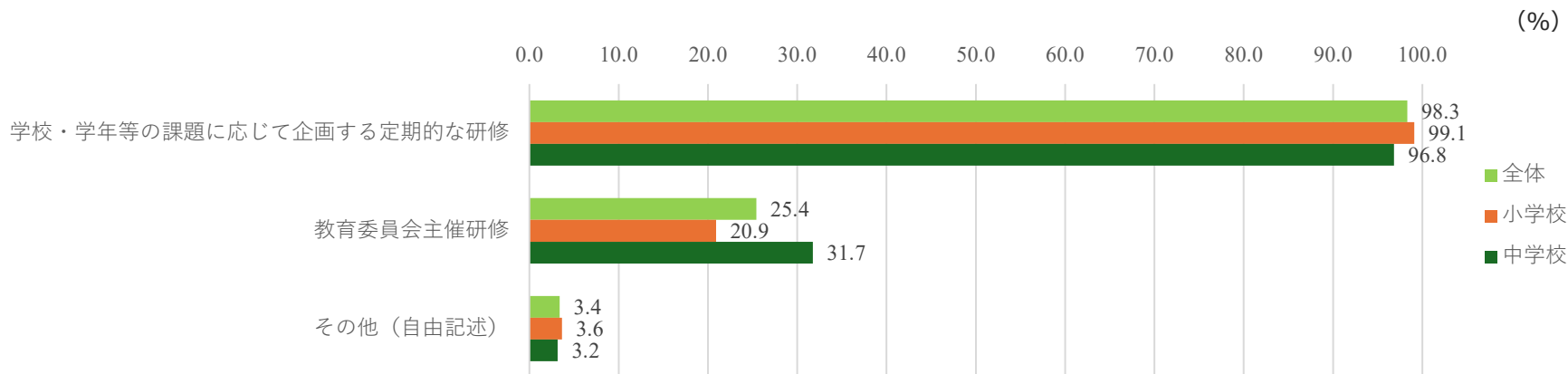


※「全体」には義務教育学校を含む

【研究・研修枠】「①質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究」の内訳 (%)

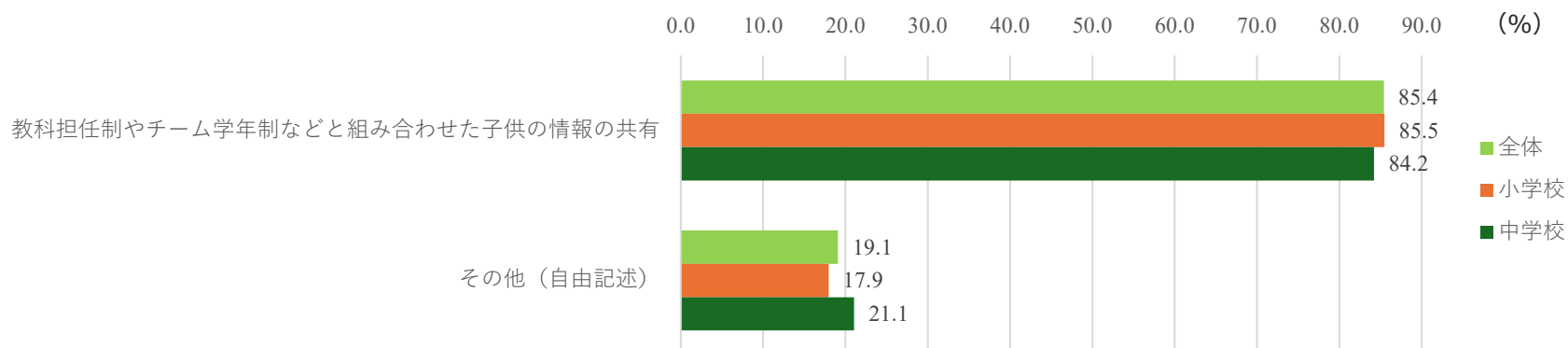


【研究・研修枠】「②教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修」の内訳 (%)

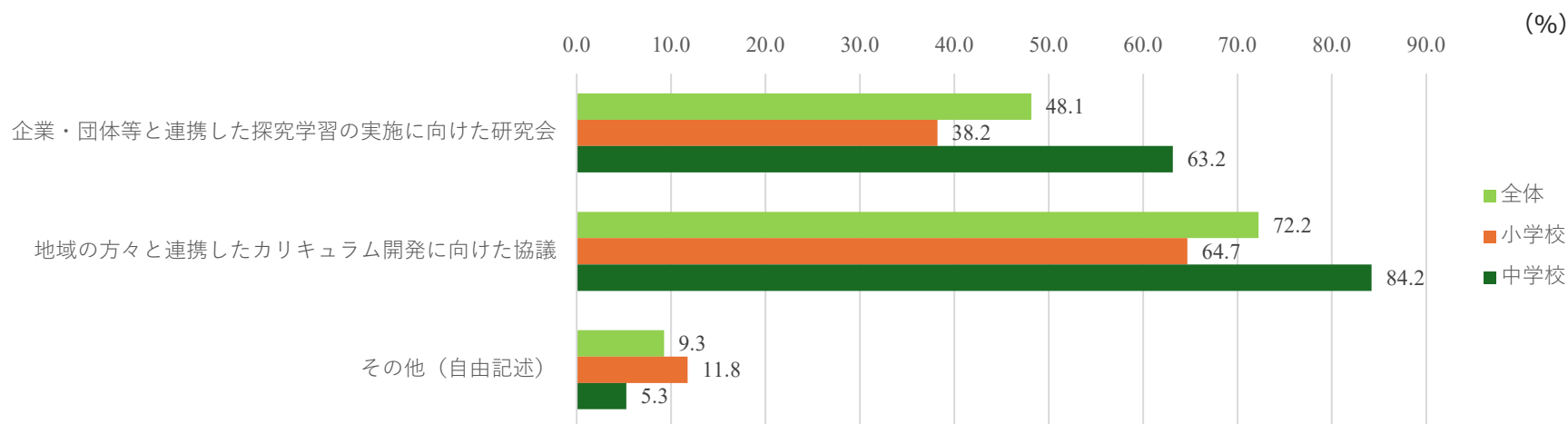


※「全体」には義務教育学校を含む

【研究・研修枠】「③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議」の内訳



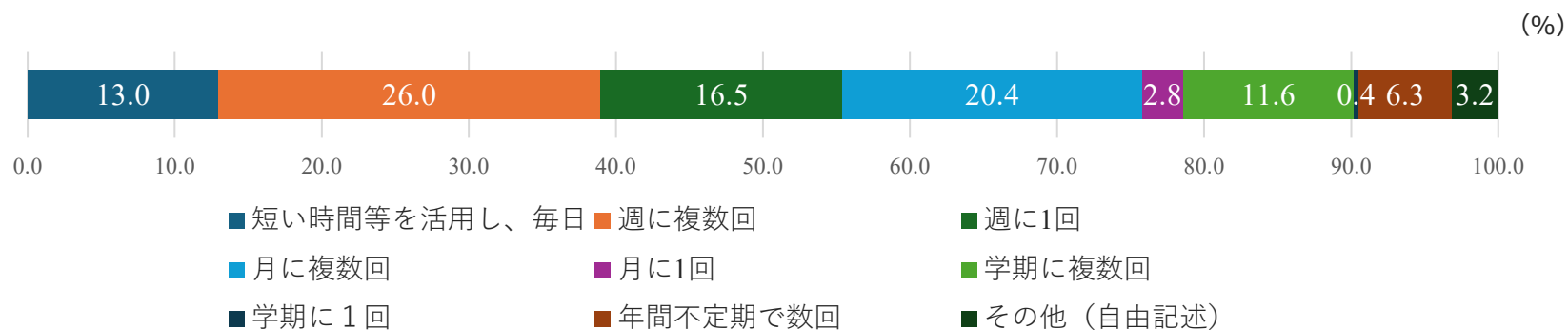
【研究・研修等枠】「④学校と地域との連携体制の確保」



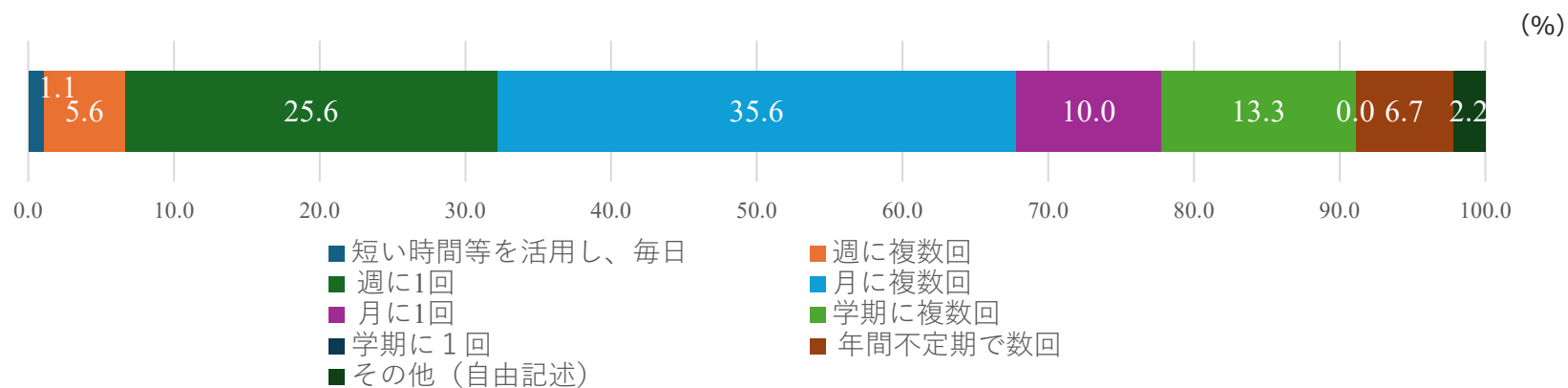
※「全体」には義務教育学校を含む

実施頻度も各学校の実態や取組の内容に応じて実施

【学習枠】実施頻度



【研究・研修等枠】実施頻度



地域・保護者の理解は不可欠。

➡説明の在り方も今後の展開に向けて知見の蓄積が重要

保護者・地域住民への説明方法

